

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

平成30年10月23日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

10月23日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
副市長発言	
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査 -----	2
(総務部、建設部、消防本部所管分)	
質疑 (野口博委員、三好義治委員、村上英明委員)	
散会の宣告-----	54

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年10月23日(火) 午前9時56分 開会
午後3時39分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	村上英明	委員	野口博
委員	南野直司	委員	三好義治	委員	香川良平
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫
総務部長 井口久和 同部次長 橋本英樹
同部参事兼総務課長 松方和彦 同部参事兼固定資産税課長 中西利之
防災管財課長 川西浩司 財政課長 谷内田修 情報政策課長 榎納 縁
市民税課長 船寺順治 納税課長 早川 茂 工事検査室長 松波利彦
建設部長 土井正治 同部参事兼都市計画課長 西川 聡
同課参事 門田 晃 水みどり課長 竹下博和 建築課長 寺田満夫
道路管理課長 井上斉之 道路交通課長 永田 享
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
消防本部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二
警備課長 木下正雄 同課参事 日野啓二
警防第1課長 幸田英基 同課参事 大坪孝志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也 同局総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前9時56分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

質疑の途中ではございますが、このたびの障害者任免状況にかかわる報道について、副市長より発言を受けます。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

申しわけございませんが、冒頭に少し時間をいただきたいと思えます。

昨日、平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検の結果が、大阪労働局から公表され、公表に伴う新聞報道等がございました。

総務建設常任委員の皆様には、協議会を開催していただく運びでございましたが、協議会において説明をさせていただく前に公表があり、公表時期の把握が十分でなかったことにつきまして、まずは深くおわび申し上げたいと思えます。

経過でございますが、在職中に病気等を発症され、内部障害の身体障害等の状況になった職員について、主治医の診断書に基づき、産業医の助言等をいただきながら、職場や職務上の配慮を行うとともに、障害者雇用として積算しておりました。

我々といしましては、この手法で問題ないものと考えておりましたが、内部障害の場合は、指定医の診断書が必要であることが判明したため、国への報告済みの雇用率を訂正させていただいております。

今後は、該当職員に指定医の診断を求めるとともに、障害者雇用のさらなる拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 ここで、委員の皆様にご相談ですが、ただいまの件につきまして、既に本日の朝刊で、本市の報道もされております状況下で、当委員会といたしましては、本日中に協議会を開催すべきと考えております。

そこで、本日の決算審査は、午後3時までとし、午後3時30分から、この件に関する協議会を開催したいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 皆さん、おはようございます。

それでは、まず、冒頭ですね、きょうは決算審査ですので、前段として、平成29年度がどういう年度だったのかについて、個人的な見解として、述べておきたいと思えます。

昨年は、ご承知のとおり、市会議員一般選挙がありました。その前年度には市長選挙がありまして、森山市政4期目の本格的なスタートの年でありました。条例として、子育て支援策ということで、18歳までの医療費助成制度の拡充、ひとり親家庭については22歳まで拡充、あわせて、就学援助制度については、入学前準備金について、8月支給を入学前の2月支給に切りかえるなど、子育て支援策が大きく前進をした年でありました。

また、2年連続公共料金の値上げは行われず、介護保険制度の関連では、要支援の方に対する保険サービスについては継続

を実施するという点など、市民的にも願い実現という点では、大きな前進が図られた年でありました。

その一方で、長年取り組んできたと思いますが、市の責任を後退させる動きが進行いたしました。小学校の給食調理業務の民間委託、新たに千里丘小学校が追加されました。学校校務員業務の民間委託も3校でありました。それ以外には、正雀保育所民営化、市民サービスコーナーの廃止などがあります。

また、日本共産党として、北摂一高い上下水道料金の引き下げを求める署名に取り組み、8,000人を超える署名をいただきましたが、結果的に引き下げは実現できませんでした。そんな年度であったかと思えます。

そういうことを前提として、幾つか質問に入っていきたいと思えます。

最初に、平成29年度の財政的な決算状況についての議論をちょっとしておきたいと思えます。

普通会計について、それに基づく、いろんな比較というものがあるんですけども、毎年、この決算審査時点で利用していた資料が手元にあったんですけども、昨年度から手に入らなくなりましたので、現時点では手元にないという中で、各市との比較でどうなのかという議論ができないのは大変残念な状況でありますけれども、見解を求めておきたいと思えます。

予算的には、基金の当初取り崩しについて、27億円から20億円減らしまして、7億円ということで、残高については、前年対比で5億円減少したけれども、その総額は138億円、当市の主要基金3基金であります。

歳出総額が329億円になりましたの

で、市民お一人当たり約38万円ということで、大体例年でいけば、歳出額は大阪府下自治体の中で、堺市と大阪市を除いてナンバー5に入っていると思えます。2億1,000万円の黒字でありました。財政力を示す指数である財政力指数が単年度で平成29年度は久しぶりに1.00を超えました。いわゆる富裕団体ということで、財政学的には、そういう言い方をしますけれども、普通会計ベースで財政状況についてそういうことが出ているわけでありましてけれども、担当として、この大枠として、まず、この財政決算状況についての見解を求めておきたいと思えます。

財政問題の二つ目、中期財政見通しであります。

毎年、この中期財政見通しについて、その信頼性の問題について議論を重ねてきました。今回の平成29年度決算を受けての中期財政見通しでは、平成37年度に基金も全部取り崩して、マイナス32億8,400万円になるということで、早期健全化団体になると。平成38年度に54億円を超える赤字が出るので、財政再生団体になることを示しておりますけれども、この中期財政見通しについて、これまで信頼性の獲得など議論しておりましたけれども、どういふふうに見ているのか、これ2点目です。

3点目は、市民の暮らしの状況で、事務報告124ページに、市民税の納税者数が示されています。毎年議論しておりますけれども、この平成29年度の納税者数の推移もそうありますけれども、摂津市民の働く方々が払っているこの課税額が、平成29年度はどうなのかということについて、3点目、お答えいただきたいと。

4点目は、法人市民税であります。

平成29年度、26億円を超える数字に

なりました。この26億円を超えた法人市民税という金額については、消費税率が5%になった1997年、橋本内閣時代ありますけども、摂津市も税収が過去最高の年度でありました。このときに匹敵する法人市民税が歳入として入っているわけでありまして。その辺をどう見るかということになりますね。

法人市民税に加えて、株式等譲渡所得割交付金が8,100万円を超えています。通常は1,000万円前後で推移しているんですけども、今回も、当初1,000万円で組んだけれども、決算額で8倍を超えているわけです。こういう法人市民税の税額とか、この交付金の数字を見たとき、今の市内の法人企業の経営状況がどうなのかということについての認識、お答えいただきたいと思えます。

5点目は、交付税問題であります。

今回は、特別交付税8,400万円のみでありました。普通交付税なしということ、平成29年度は不交付団体になりました。平成30年度は、交付団体となったわけでありまして、この間の数字を見ますと、平成17年度から平成23年度までの8年間は、不交付でありましたが、平成24年度から平成28年度の5年間は交付団体でありました。

いつも不思議に思うのが、この財政学的には、摂津市の財政状況は府下でもトップクラスでありますけども、人口規模は小規模の自治体でありますので、全体のパイは少ないということは当然であります。

しかし、それを見たとしても、近隣各市のこの数字が、平成29年度は手元にありませんので、平成28年度で言いますけども、高槻市が平成15年度に中核市になりました。ここでは、交付税が96億円であ

ります。特別交付税が5億円で、普通交付税が91億円、摂津市はゼロですよ。吹田市が8.5億円、これ特別交付税が1億円で、普通交付税が7.5億円であります。摂津市より少し人口が多いですけども、同じような規模の池田市、ここが29.7億円、特別交付税が5.9億円、普通交付税が23.8億円、箕面市は富裕層が多い自治体ですけども、特別交付税が7億円でありまして、こういう近隣各市の人口規模で見たときのこの財政状況と申しますか、摂津市は、人口が約8万5,000人の小規模自治体、しかし、財政力はトップクラスだという、こういう中での普通交付税の結果について、どう考えているのかをお答えいただきたいと。

6点目、地方消費税です。

当初、18億9,000万円の予算組みがされました。決算額が約2億円減少して、16億9,460万円という数字になっておりますけども、単純にこの理由と申しますか、お答えいただきたいと思えます。

次に、防災管財課です。3点お尋ねいたします。

事務報告書の58ページに、鳥飼小学校区でワークショップを行われて、防災マップ作成をされたと。前年度に私ども香和自治会で初めて、洪水ハザードマップをつくらせていただきました。

今回の地震だとか台風を見たときに、これまでいろいろ研究されて地域防災計画をつくり、地域の防災力向上という角度から、こういう地域別のワークショップを開いて、そこで、いろんな研究もし、まとめる作業を行ってきたと。これが、今回の地震や台風で生かされたのかというところが大変疑問であります。

先日、私どものマンションでも、市の職

員に来ていただいて、出前の防災講座をやっていたいただきました。

1年前の、うちの洪水ハザードマップで、いわゆるお助けする人、お助けされる人、そういう確認もする作業も行いましたけれども、そうした場合に、地域で防災協定を行って、うちのマンションも洪水が発生した場合に、避難場所の位置を確認されたわけです。避難者が来たときに、例えば毛布だとか、いわゆる食料品だとか、おトイレの問題とか、それをどうしようかという議論になるわけです。そうした場合に、じゃあ、それはマンションの管理組合で用意すべきなのかどうか、市にお願いするべきなのかどうか、すぐにでもそういう災害が発生したときに、どないしましょうかという感覚でいるわけでありまして。

そういう市民感覚を含めて、冒頭に申し上げた、この間取り組んできたことと、実際のこのたびの地震だとか、台風との関係で、どういう評価を行っているのか、お答えいただきたいと。

あわせて、これだけ市民的なそういう受けとめも広がっておりますし、確かに専門家も今後30年以内で七、八割の確率で南海トラフ地震は発生しますとおっしゃっている中で、この防災講座をどんどんやっていただいています。なかなか希望されても、そう簡単には来てもらえないということもあると思いますけれども、そういうことも含めて、この防災管財課の職員体制の充実の問題ですね。これは当然やっていかなければならないと思っています。そういう点で、出前講座の平成29年度の数だとか含めて、その辺の体制問題についてのお答えをいただきたいと。

次に、公用車の問題であります。

事務報告書の51ページに、車両管理の

いろいろな数字があります。冒頭ちょっと言いませんでしたけれども、平成29年度は、公用車の事故が大変多い年度でもありました。いろいろな議論が本会議でもされました。

現在の公用車についての台数だとか、事故防止に向けた取り組みについて、どういう対応されているのか、この際、お尋ねしておきたいと思っております。

三つ目は、市営住宅の問題であります。

今、市営住宅は210戸であります。事務報告書の53ページに紹介されておりますけれども、府営住宅がちょっと前の数字でありますけれども、1,030戸、いわゆる公営住宅、府営住宅と市営住宅の合計が1,240戸になります。きょうは、いわゆる住宅マスタープランの関係で、平成25年3月に策定されて、取り組んできておりますけれども、今回の災害を受けて、衣食住、生きていくための最低の3要件の中で、住に対して、いわゆる賃貸住宅に住んでいる方々との関係で、いろいろなことが今起きております。

そういう実態も含めて、単純にはいかならないと思っておりますけれども、この摂津市として、快適で低家賃の公営住宅の提供について、いろいろな方策はあると思っておりますけれども、どう取り組むのかと。住宅マスタープランの、例えば施策の方向性の中の11番目に、住宅困窮者への住宅の確保と支援というのが載っています。その中で、公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅の活用と書いています。具体的に、こういうふうの方策の基本方向も示されて、4年、5年たつわけでありましてけれども、改めて、ちっこいまちでありますけれども、賃貸住宅の比率が、共同住宅も含めて、平成22年の数字では、45.7%あるわけです。半分近くがそういう状

況で生活をされていますので、いわゆる民間賃貸住宅の借り上げとか、ときには大阪府との関係もありますけども、府営住宅の空き部屋とか、いろんなことも含めて、いかに衣食住の住を提供するかというところは大事な問題の一つだと思っています。そういう点について、どうなのかお聞きしたいとおもいます。

次に、納税関係です。

平成29年度は、市民の方が勤めている会社に対して、住民税の通知書にマイナンバーを記載する問題が国内で大きな問題になりました。

摂津市は、このマイナンバーを記載して送りました。全国でも、大阪府下でも、マイナンバーを記載しないで、アスタリスク表示などで郵送したところもたくさんあるわけでありまして、私どもも、この問題について、いわゆる関係団体の財務省との交渉結果も明らかにしながら、やめるべきだということを強調してきましたけれども、摂津市は、平成29年度はマイナンバーを記載して通知いたしました。

その後、全国で大きな問題になって、総務省が、ことしの1月1日付で、記載しなくてもペナルティーはないとの見解を示し、マイナンバーの記載をやめる方向にたったの1年で変わったわけでありまして。こうした経過を含めて、改めて、この問題に対して、どのように整理をされているのか、お答えいただきたいと。

次に、不納欠損の問題であります。

事務報告書の82ページに、不納欠損処分状況が示されておりますけども、平成29年度は、納税猶予制度が改正をされて、国内的にも一定、この滞納問題に対する改善が図れまして、そのことを含めて、いろいろ申し上げてきました。

少し実例を含めて紹介をしてほしいと思うんですけども、以前みたいな議会でも問題になるような対応はもうないと思うんですけども、こういう納税猶予の改正を含めて、このときに指摘した納税者の生活実態の把握に努め、市民に寄り添った対応を行うべきだということが、ここでも協調されて、そのことを求めてきました。そういう角度から、市独自の対応について、そういう実例があれば紹介もしながら、どういう動きをしてきたのか、ご答弁いただきたいと思います。

次に、固定資産税の減免問題であります。

摂津市税条例第78条に減免が規定されています。そのことを受けて、摂津市税条例施行規則第23条で、具体的な中身がそこに記載しております。きょう問題にしたいのは、公的な支援の枠と言われる家屋の全壊、半壊、床上浸水という、この枠がありますけども、これまで答弁としては、この公的な支援の議論の中で、民間の災害保険をかけている率がこれだけありますと、だからそっちで頑張してほしいという対応も、ご意見もありましたけども、今回の大阪北部地震だとか、災害によっての損壊状況は、そういう枠よりも少ない一部損壊なんです。しかし、罹災証明をとりあえずとったと、10万円か20万円かけて修理しましたと、しかし、民間の災害保険でも、評価額の20%以下とか、その保険が適用される被害の率より少ないので、うちのマンションでも、今回1,700万円の予算で、来月から工事始めていきますけども、評価額の5%以下の被害なので、保険金は出ないということがあります。そういう点では、加入している民間の災害保険でも対応できない、そういう方々の多くは、一部損壊となっています。

そういうことを見ますと、改めて、この固定資産税の減免問題について、少なくとも、そういう被害問題について関係するものでありますので、現状から見て、やっぱり改善すべきだと思います。いろいろな議論はされてきたと思いますけども、この問題について、どうなのか、お答えいただきたいと思います。

次に、小規模工事登録制度の問題であります。

平成29年度、摂津市でこれが導入されて11年目を迎えてました。当初、平成19年度、開始年度に比べて発注額は8倍にふえております。この間いろいろ指摘もし、担当として努力をされてきたと思いますけども、より改善し、公平・平等に仕事をしてもらおうと、傷んだ場所からしても、すぐに改修していただけるということを含めて、どういう取り組みがなされているのか、お聞かせいただきたいと思うんですけども、時間の関係で、より見直ししていただくように要望しておきたいと思います。

次に、建設部の関係で、お尋ねいたします。

事務報告書の64ページに、事後審査型期限付一般競争入札分ということで、平成29年度分が記載されています。数字がどうのこうのじゃありませんが、摂津市の公共事業のあり方について、この間、入札について、いろんな取り組みが行われてきました。昔は、ご承知のとおり、最高予定価格と最低価格も公表して、面接を行って云々という対応も行ってきましたが、そういう取り組みの中で、現状、この平成29年度の公共事業の平均落札率、これが何%なのか、一回教えてください。

それと、市内企業との関係で、この市内の企業の皆さんは、摂津市に何を求めてい

るのか、その辺も把握しておれば、あわせて答弁いただきたいということと、この前も本会議で渡辺議員が質問されて議論になりましたけども、その市内企業の実態を含めて、より多くの仕事をしてもらおうと、環境整備していくために、いろんなこの資格をとってもらおうとか、いろんな議論があると思いますけども、地元市内企業の支援策の取り組みなどもあわせて、紹介をしていただきたいと思います。

次に、市内公共施設巡回バスの関係であります。

この間いろいろ改善していただいて、ことし10月からは公共施設巡回バスについては2台運行に改善が図られました。そういう取り組みは評価しますが、市内を回っている中での市民の反応から、より改善してほしいという質問であります。

これまでもいろんな形で取り上げてきたわけでありまして、パソコンで、これ市内巡回バス路線一覧表、一応、このスケールであります。摂津市はちっこいまちで長靴上の形をしておりまして、小規模の自治体でありますけども、そこに住んでいる方々は、市役所に年に数回しかいかないけども、市役所へ行く交通手段が欲しいという方が最近特に多いです。私の地域でも、桜町などは比較的に市役所に近いですけども、もう高齢者の方々は自転車も乗れないと、しかし、自分の子どもたちは近くにいないと、いろんな証明書もらいにいかなきゃならんということで、そういう方々も結構おるわけで、そうしたいろんな改善を図ってきたけども、現時点で、いろんな要望もあるわけでありまして。それは、高齢者社会という一つの切り口が当然あるかと思っておりますけども、ぜひ、そういう問題に対して検討していただきたいと、デマンドタ

クシーとかもあるかも知れませんが、いろんなNPO法人を募っていただいて、そういう一月に一回とか、一年間に数回とかで、各公共施設を送迎するという、そういうグループ分けでも構わんと思いますけども、いろんな検討課題はあると思いますので、その辺の改善方向について、お考えをお聞かせいただきたいと。

次に、決算概要116ページに、道路補修事業があります。以前は摂津市がこの北摂の中でも、交通事故が多い自治体でありましたが、一転改善されているかと思いますが、幹線道路で市域が寸断されていますので、そういう状況の下では、なかなか高齢化社会の中で、そう簡単には改善されないということだと思いますけども、平成26年2月に市内の府道に関する都市計画道路の多くが廃止されました。昭和37年に府道を指定されて50年余りたって廃止されたわけです。その中で、いろんな方々からいろんなご意見が出ていますけども、そのときに、安全面はきちっとやっていきますよという話でありましたけども、この間、具体的な例として、この廃止をされたけども、どういう取り組みを行ってきたのかという切り口でご答弁をいただきたいと。

駅前の幹線道路の関係で、阪急正雀駅前と千里丘三島線に係る事業、これ中期財政見通しの主要事業に入っています。そういう点からの質問であります。さっき、この前、阪急正雀駅前のことについては、裁判との関係、権利関係の取り組みについては紹介があったので、早期になるように取り組みを努力していただきたいということをお願いしておきたいと。

千里丘三島線の問題であります。ようやく、あの路線の中で、1権利者の解体工事

が始まっていきます。交差点のあの大きなビルでも、基本的な金額提示をして、交渉が始まっていると思います。これまでも述べてきましたけども、いろんな権利者の事情もありまして、昔は、早目にこの場所も拡幅整備工事が始まるというときもありましたけども、それを言っても仕方ありませんので、そういう地元権利者の意向を受けて、早目にやってほしいということで、現状どういう取り組みをなされているのかということと、この数年間の取り組み方について、教えていただきたいと。

次に、決算概要114ページの千里丘駅前広場管理事業です。

先日もこれについて議論されました。私のほうからは、毎週1回、駅前で宣伝をさせてもらっています。なかなかきれいにならないと、単純な問題ですよ。いろいろそのたび雨が降ったら、上の、この直面になっている屋根からどンドンと水が落ちるとか、電話ボックスのところから、なかなか雑草が駆除されないという問題を含めて、いろいろ申し上げてきました。

広報板も傾いています。傾いているから倒れるかどうかという問題ではありませんけども、傾斜があるわけです。そういう問題があったり、それと、フォルテの1階に駐輪場があります。そこに自転車を置いて、ガード側から階段を上って駅に行くときに、その際に植樹帯がありますけども、大変汚いと。いろいろお金もかけて駅前周辺を整備していただいておりますし、JRとの管轄が違う面も当然ありますので、一定時間もかかることも承知しておりますけども、摂津市の玄関口の一つでもありますので、できるだけきちっと平時からしていただきたいというのが一つ。

もう一つは、6月の地震から約4か月が

過ぎました。今はぼちぼちうちのマンションもそうでありまして、改修工事が始まっています。

しかし、フォルテ摂津の広場の部分ですね。歩道の部分に、黄色いテープが貼られていて、壁も直らないという状況です。当然、管理組合で議論されて、予算が組まれて、事を進めていますけれども、おもて玄関の周辺で、皆さんもおっしゃっているんですけども、なぜ早くできないのかという素朴な質問であります。そういう二つの問題について、早期に解消すべきだという問題でありますけれども、どうお考えでしょうか。

次に、浸水問題であります。

決算概要のページ、118ページに、排水路ポンプ場ということで、関係予算が一応出されています。毎年この間、予想を超えるといいますか、豪雨が発生いたします。これまでいろんな角度から指摘もしてきましたけれども、この今ある施設をきちんと整備をして、少なくとも、摂津市独自で努力すべき範疇については、予算もつくって、計画的に進めてほしいという立場から、いろんな質問を行ってきました。その中の一つが、いろんな水路から、神崎川とか、番田水路、鳥飼水路に排水をさせる機能を持つポンプ施設、これが17か所ありますけれども、一つしか自家発電装置がありません。今でもそうだと思います。残り16か所はないんですよ。

うちのマンションでも、1階に電気設備がありまして、例えば、浸水の場合、その電気室が浸水しますから、マンション全体で電気が使えなくなるということで、どないしましょうかという議論を行っているわけでありまして、そういうポンプ場の設備について、これ浸水しても、ちゃんとその機能を失うことのないようにする必

要があると思うんですよ。この問題について、現状はどうかということと、今後の取り組み方についてあれば、教えていただきたいと思います。

あわせて、安威川ダムの問題であります。決算概要の130ページに、水みどり課所管で、安威川ダム水特法第12条負担金で399万6,000円とあります。

昔、ダムをつくるために約2億円近い予算が摂津市も負担があるということ言われとったんですけども、その辺のあと数年で完成しようとしておりますけれども、この辺の負担金のぐあいはどうなのかということと、安威川ダムができて、今言われているいろんな各地での洪水、豪雨を見たときに、そこでのダムが決壊したり、ダムの水を放水したりして、大きな被害もたらされています。そういうことを含めて、安威川流域の総合治水対策をすべきだというのが改めて大事だと思っておりますけれども、その辺の金額の問題等、その安威川ダムの問題と、これで大丈夫かという問題についての見解ですね、お願いしたいと。

公園遊具の問題については、先日も議論されましたので要望にしますが、A B C Dというランクをつけて、頑張って修理をしているということになっております。しかし、ぱっと事故が起きる可能性もないと言えませんので、より慎重に、きちっと検査していただいて、日々対応をよろしく願いしておきたいと思います。

民間住宅の耐震化の問題であります。

これについては、平成29年度は利用者が少ないんですよ。耐震診断にしても、改修にしても、もう内訳は先日ご答弁されたけれども、このなぜかという問題ですね。それに対してどう対応したらふえるんかという問題について、ちょっとお尋ねしたい

と。

制度上は、僕も理解不足もありますけども、改修費用については、定額で70万円の負担をしていただけるという話があります。例えば、200万円かかりましたと、その場合でも70万円のお金が出るのかという、ちょっとわかりやすく、この実際の改修費用と支援金の関係ですね、どうなのか、説明していただくのと、なぜふえなにかという問題について、個人負担の問題について、なかなか負担がしんどいということから、それをどう解消するかということで、この市独自の改修費貸付制度の創設というのもありかと思っているんですよ。毎月の返済1万円とか2万円とか、少ない金額であれば、例えば50万円で50か月、約4年で返せますし、そういう改修費用に対する市独自の改修費貸付制度、それについて、どうなのかと、一回ご答弁いただきたいと。

最後に、消防であります。

平成30年4月1日現在で、消防職員3人を含めて、97名の体制についての質問であります。

正職が93名ということであります。いただいた資料では、97名ということで、国の消防力の整備指針に対して195名ですので、97名の場合、マイナス98名で約50%という達成率であります。消防団については、消防力整備指針では440名に対して408名、約93%であります。

きょう、お尋ねしたいのは、消防職員の問題について、今回の地震や台風の災害、被害を受けて、僕らもあたふたしましたけども、行政側も大変な対応だったと思います。これからいろんな角度で防災体制について、どう立ち向かっていくのかということで、当然取り組みが広がっていくだろう

と思いますけども、やっぱり、専門職員が必要だと思います。そういう点での専門職として、消防職員の数の問題について、やっぱりきちっと予算もつけて整備すべきだという立場からの質問でありますけども、この消防職員の体制について、今後の計画だとか、南海トラフ地震の想定を見て、摂津市の地域防災計画を見ても、じゃあ、消防職員何名必要かという、そういう切り口の職員増員計画がないわけであります。南海トラフ地震などが来た場合に、近隣市からの支援体制はあるかもわからないけども、なかなかその場合はしんどいと、やっぱり自前で頑張る部分も当然ありますので、そういう大きな災害を見たときに、現状の体制でいいのかという問題がありますので、その辺の切り口も含めて、消防長のほうから、お考えいただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、平成29年度の決算状況、これにつきまして、お答えいたします。

委員もおっしゃっていただいていたように、府内各市町村の詳細については、大阪府からもちょっと公表がまだですので、詳細な分析等はできてない状況ではございます。

歳出の総額規模だけで比べますと、政令市を除く31市中、摂津市の位置といたしましては、上から21番目ということになっております。それ以外の摂津市の経年比較の中で財政状況を分析いたしますと、やはり、今回経常収支比率が100%を超えたこと、それから主要3基金の現在高が2年連続で減少したこと、これが大きな点であると認識しております。

経常収支比率につきましては、平成24年度以来、5年ぶりに100%を超えているという形になっておりまして、基金につきましては、この2年連続の主要基金の減少、これを過去にさかのぼって確認いたしますと、平成18年度、平成17年度までさかのぼるという形になっております。

平成18年度につきましては、主要3基金、数字上はふえておるんですけども、総合福祉会館の整備基金、これを廃止しまして、公共施設整備基金に積みかえを行ったという状況がございまして、実質的には減ととらえております。

この平成18年度、平成17年度について、思い返してみますと、やはり財政状況が一番しんどいときであったのかなと考えております。ただ、その当時、公債費がまだまだ高い状況にあり、人件費についても、一定の高い数字だったと。将来的に、公債費、起債の発行抑制、その当時から取り組んでおりまして、先々は公債費の減が見込めていた。人件費についても、定員管理を行っていく中で、退職手当の減等が先々は見込めていたという状況にあり、その一番しんどい時期を何とか超えれば、先が見えてくるという状況がございましたけれども、平成29年度決算、それから、今後の状況を踏まえますと、そういった公債費の大幅な減、人件費の減、そういったところが見込めない中で高齢化が進み、いろいろ社会保障への対応、そういったところが懸念されておりますので、その当時の状況よりも、なかなか厳しい対応が求められている状況にあると考えております。

続きまして、中期財政見通しの件について、お答えいたします。

中期財政見通し、この作成時点での条件、それから、予定されている税制改正等を踏

まえて作成いたしております。その中で、実際に年度が進むにつれて、状況の変化、それから税制改正等ございますので、数字としては、委員もおっしゃっていただいておりますように乖離が生じております。ただ、この数字、一定改善されている要因といたしましては、この中期財政見通しを提示することによりまして、各課さまざまご努力をいただき、なおかつ、行革ですね、そういった取り組みをしていただいたという効果額があり、この数字の改善につながっていると、まずは思っております。

それ以外にも、普通交付税を見込んでいなかった年度に交付があったとか、あと、土地の収入ですね。JRの操車場跡地、この売却が近年では大きく影響しておりますけれども、この売却につきましては、中期財政見通しを立てる上では、15億円の収入を見込んでおりましたが、実際のところは68億円を超える収入があったということもございます。

また、このJRの操車場跡地の土地以外にも、低未利用地の売却等を進め、そういったところで収支の改善が行われたと考えておりますので、まずは、この中期財政見通しをつくる上での一定の条件のもとで、先々どうなるのかというのをお示ししまして、行革の努力、それから、各課、それ以外にも事業の効率化、そういったところに取り組んでいただきたいということで、この中期財政見通し作成いたしておりますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

私のほうからは、以上です。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 平成29年度の市税収入についてのご質問に、個人市民税、法人市民税に分けて、お答えいたしたいと思

います。

個人市民税の決算額については、収入済額が44億5,347万2,942円で、この額は、前年度と比較して1.3%の増でございます。

平成27年度から平成28年度の増加率が1.9%、平成26年度から平成27年度の増加率が3.5%であることから、個人市民税の増加率については、やや減少傾向にございます。

また、納税義務者数で見ますと、平成29年度は4万1,005人で、前年度と比較して1.3%の伸びで、過去2年間の増加率が毎年1.4%の増であったことから、生産人口の減少の中で、雇用状況については順調に推移しているものと考えております。

また、その内訳について見ますと、平成29年度は均等割のみの方は減少し、均等割と所得割、両方の納税義務者数がふえていることから、人手不足や最低賃金等の引き上げにより、この部分については、ふえたと考えております。

法人市民税については、収入済額が26億336万2,766円で、前年度と比較して20.8%の増となっております。平成27年度から平成28年度がマイナス6.9%の減、平成26年度から平成27年度が6.6%の増であったことから、平成29年度については大きな伸びとなっております。

平成28年度の減については、税制改正などの影響によるものであると考えておりまして、平成29年度の決算においては、法人数も104件増加しており、景気の堅調さは依然続いており、法人市民税の収入についても、ふえているものでございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、交付税についてのご質問にお答えいたします。

委員もおっしゃっていただいていますとおり、平成29年度普通交付税については不交付、平成30年度は交付となっております。

この要因といたしましては、基準財政需要額、こちらのほうについては、大きく増減はなかったのですけれども、やはり基準財政収入額、こちらのほうが、平成28年度に市たばこ税が大幅な増収となった影響で、平成29年度不交付、それから、平成30年度は交付となっております。

ただし、平成30年度につきましても、法人市民税、これが平成29年度伸びています関係で、交付額については1億円を割り込んだ金額となっております。先々を見通しましても、そういった市税収入の動きが大きく影響してくるかなと考えておるところです。

あと、近隣市との比較の中で申し上げますと、高槻市、それから茨木市、吹田市、これらの市につきましても、中核市、それから特例市ということで、それぞれ行政サービス、行政権能の差がございました。そういった点で、費目別で言いますと、都市計画費、それから、その他土木費で基準財政需要額が一般市と違い、いろいろと算定されている関係で、こういった交付税の収入額になっていると分析しております。

それ以外の池田市につきましても、委員もおっしゃっていただいていますように、人口も本市より少し大きい10万人都市、それから、市税収入等も、本市より少し少ない、そういった中で、この普通交付税の金額になっていることについてですけれども、これにつきましては、池田市においては、市立病院を持っておられることが少

し大きな要因なのかなと。市立病院を持っていることによりまして、保健衛生費という費目において、大分補正がされているということで、この費目だけで比べますと、大体7億円ぐらい池田市は、基準財政需要額としては多い状況になっております。

それ以外につきましては、高齢者福祉費において、本市よりも6億円から7億円、基準財政需要額の算定額が多くなっておりまして、このあたり、高齢化率、本市よりも若干、池田市が高いような状況にございますので、そういったところが影響しているのかなと考えております。

それから、続きまして、地方消費税交付金の歳入と歳出予算額と歳入決算額の差、これが2億円あるというご指摘のところですが、地方消費税交付金、これにつきましては、予算計上する際、大阪府の交付見込みでありますとか、国が策定しております地方財政計画、そのあたりの伸び率等を参考にしながら、前年度予算、それから前年度決算見込みをそれらの参考数値に掛けまして、予算計上を行っておるところでございますけれども、この消費税交付金については、年4回交付されておりますけれども、実際に国が消費税を収納する時期、それから、それをもとに、大阪府に交付する時期、さらに、大阪府から市のほうに交付されるという流れになっておりまして、大分、実際に入った時期から消費税交付金として交付される時期、このずれがございます。そういった点もありまして、今回、予算計上額から2億円ほど下回る決算額となっているのかなと分析しておりまして、今後、平成31年度以降、予算計上する際には、大阪府の見込み、それから国の見込み、それらを十分に精査して、予算計上に努めてまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、防災管財課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、防災マップについてでございます。この防災マップというのは、水害時の緊急一時避難場所として、地域の中で背の高い建物を地域の方に探していただいて、それをマップにするという取り組みでございます。

今年に入りまして、西日本豪雨でありましたり、台風が続いております。そのような中、このマップがどう生かされたのかということなんですけれども、自主避難のお問い合わせ、もうかなり多くちょうだいしておりますし、実際に自主避難された方も随分多くなりました。このようなことから、この防災ハザードマップの大きな狙いがあります早目の避難という考え方がどんどん形になってまいりまして、生かされてきた、これが今の成果であると思います。

それから、また、このマップづくりを通じまして、地域の背の高い建物の所有者の皆さんには、緊急一時避難場所といたしまして、ご協力をお願いしております。ただ、この緊急一時避難場所なんですけれども、扱いとしては、避難がおくれまして、市の指定した避難所や浸水しないところまで移動することに非常に困難が伴う、危険が伴うという状態になりまして、命の危険を回避するために、もう最後の手段として、一時的に避難させていただく場所という、そういう位置づけでございます。

具体的には、背の高いマンションでありましたら、例えば廊下であったり階段などの共有スペースに立ち入らせてくださいというお願いをしております。したがいま

して、長期間の避難は想定しておりませんので、備蓄品でありましたり、毛布でありましたりの配備は今のところ想定しておりません。

それから、出前講座なんですけれども、平成29年度は7回出前講座を行いました、延べ142人の方が参加されておられました。

これ、業務について、なかなか多忙の中どうなんだというお問い合わせなんですけれども、防災管理係3名なんですけれども、これで手が回らない場合は、当然、課内協力で管財係のほうからも、一緒に出前講座の手伝いに入ったりしながら、出前講座を進めております。

続きまして、公用車の所有台数なんですけれども、公用車、平成29年10月1日現在なんですけれども、93台所有しております。

また、公用車の安全対策といたしまして、平成29年度に実施したことなんですけれども、まず、安全運転マニュアルを再配布いたしまして、部内で安全確認の手順などを徹底していただきました。また、具体的に起こってしまった事故の事例を詳しく分析して、その資料を各部に配布して、それも参考に、いろいろ勉強いただきました。

また、サンドライビングスクールを利用できないかという検討もいたしまして、これは検討済みまして、ことしの8月のお盆休みにサンドライビングスクールで訓練をさせていただくことができました。そのほか、外部講師を招きまして、年に2回、安全運転講習会を開催いたしましたり、無事故・無違反チャレンジコンテストに105名が参加いたしましたり、このあたりを通じまして平成29年度安全運転の取り

組みを進めてまいりました。

続きまして、市営住宅施策の方向性でございますが、市営住宅を運営する目的は、低所得者や社会的弱者の方に対して安い家賃で住宅を供給する。それによりまして市民の生活の安定に役立てようとするものでございます。この基本的な考え方は今後も変わることはございません。

我々はその中で、効率的な運営と入居者サービスの向上を図るために、平成26年度から指定管理制度を導入いたしまして、きめ細やかな対応で一定の効果を上げておると考えております。

今後もこのような流れで運営を続けてまいりたいと考えております。

それと、民間住宅の借り上げ等なんですけれども、平成24年度に三島団地を建設する際、市営住宅を建てるのかそれとも民間住宅を借り上げするかという議論がございまして、その議論を経て三島団地が建設されたと認識しております。

今のところ、民間住宅の借り上げ等の検討はしておりません。

また、市営住宅210戸体制を維持すると考えておりまして、これ以上、ふやすでありますとか、また、府営住宅の空き部屋を活用するということは今のところ検討しておりません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載について、ご答弁申し上げます。

住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載につきましては、平成29年度は記載した通知書を発送いたしました。

しかしながら、平成30年1月1日、地方税法施行規則の一部改正が行われまし

て、この住民税特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載については平成30年度以降は記載しない旨の条文が新たに追加されました。そのことによりまして、平成30年度の通知書につきましては、マイナンバーを記載しておりません。

今後記載しない予定で進めているところでございます。

○渡辺慎吾委員長 早川課長。

○早川納税課長 不納欠損、納税猶予制度について、お答えさせていただきます。

平成27年度に納税猶予制度の改正が行われ、平成28年度から施行されたことを受け、平成29年度においてもその趣旨を尊重し、納税者から聞き取りや実態調査によって生活状況の把握に努め、必要であれば分割での納付を提案するなどそれぞれの方の状況に合わせて、市税徴収事務を進めてまいりました。

個別の案件については、差し控えさせていただきますと思いますが、納税猶予の要件に合致しない方に対しても猶予制度の趣旨を尊重し、その生活状況や収入状況を総合的に判断し、事実上の猶予である分割納付を積極的に適用してまいりました。

今後につきましても、税の公平の原則を崩すことなく公正な事務の執行と親切できめ細やかな納税相談を行ってまいります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 それでは、固定資産税の減免につきまして、お答え申し上げます。

摂津市税条例におきましては、損壊割合が20%以上、内閣府の基準でいいますと半壊以上の家屋につきまして減免対象という形になっております。

委員のご指摘の一部損壊家屋の取り扱い

いについてなんですけれども、一部損壊家屋につきましては、被災割合が軽度のものから半壊に近いものまで非常に幅広い状態になっております。それらを減免対象にするというのは非常に難しい問題があるのではないかと考えております。

ただ、近隣市におきましても、一部損壊の家屋におきます減免につきましてはいろいろと考えられているところはございまして、今後、そういう近隣市の状況、情報等も得ながら、本市としましても他市との整合性を図る中で、考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、公共事業の入札の件につきまして、お答えさせていただきます。

公共事業に係る入札については指名競争入札それから事後審査型制限付一般競争入札、合計いたしまして平成29年度は33件の事務を執行いたしております。

この33件の落札率、これを単純平均で出しますと81.50%ということになっております。

それらを踏まえまして、地元企業の支援策というところでございますけれども、地元企業への支援といたしましては指名競争入札においては市内の業者を優先して指名するとかそういった取り組みをこれまでも行ってまいりました。

あと、市内企業それぞれご要望を踏まえた上でいろいろと検討を進めていく必要があると考えておりますけれども、まずは工事の発注の平準化、なるべく期間が集中しないようにして、いろいろな市内企業の方に対する受注の機会を確保してまいりたいと考えております。

また、最低制限価格につきましてもいろいろと検討する必要があると考えておるところでございまして、適正な公共工事、これを確保するためにも最低制限価格の検討に入っていきたいと考えております。

それと先ほど、株式等譲渡所得割交付金の件につきまして、答弁が漏れておりましたので答弁させていただきたいと思えます。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、都道府県税として府が特別徴収をされ、市府民税の割合に応じて市町村に交付されるものとなっておりますけれども、これにつきましても予算計上の際には大阪府の交付見込み等を参考にしながら、本市における前年度の予算計上額、それから決算見込み額、そういったものを参考に予算の計上をさせていただいているところでございまして、平成29年度につきましては、前年度から比較いたしますと2,272万4,000円の増額となっておりますが、これらにつきましては株式等の配当、それから株式譲渡に係る所得、こういったものの増減に比例してくるところがございしますので、大阪府の交付見込み、そういったものを十分に精査しながら、今後も予算計上に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、公共交通の改善方法についてのご質問にお答えさせていただきます。

市内の公共交通網につきましては、民間の3者の路線バスと本市が運行を行っている市内循環バス、また、鳥飼地域を中心に路線バスを補完し、また、各公共施設の利用を促進する公共施設巡回バスが運行しております。

これらによりまして、市内の公共交通空白地域がほとんど存在しない状況となっております。

そのような中でも、市民の利便性向上のため、現行の交通網を維持しながら、市民の要望等も踏まえ改善してまいりました。

しかし、個々それぞれの要望にお答えすることには限界があり、非常に困難であろうかと考えております。

他の市町村では、地域住民が主体となったNPOを立ち上げ取り組む事例などがありますが、それらは民間の路線バスが廃線となったことから取り組むなどの対応と聞いております。

本市では、市内循環バスによる補助金1,200万円の補助金を交付させていただき、路線の維持を図りながら、また、10月1日からは公共施設巡回バスを2台運行として増便を図り、市内の公共交通網の充実に取り組んでおります。

道路整備事情等の変化に伴って改善はしてまいりたいとは考えております。そういった考えでございまして。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、道路補修事業の1億6,000万円と府道の対応、取り組みについて、お答えいたします。

平成29年度は道路補修事業の1億6,000万円のうち約1億4,000万円で市内全18路線、約2.7キロの舗装修繕工事を実施しております。このほかに、道路維持事業の修繕料を活用して生活道路などの舗装修繕を実施したほかに、道路パトロールなどで緊急の維持作業等も実施して道路の舗装の管理に努めているところでございまして。

その中で、府道への対応ということでご

ございますが、大阪府道におきましては、都市計画の廃止に伴い、新たに用地を確保して府道整備をされることというのは難しい状況となっております。

委員がご指摘のように、引き続き現道の中での段差解消と安全対策や舗装の老朽化対策などを求めているところでございます。

道路パトロールや市民からの情報提供により、補修が必要な箇所が見受けられた場合には、現地調査の上、また必要な場合には大阪府と現地立ち合いも行いながら対応を求めているところでございます。

この中で、平成29年度は府道大阪高槻線において、歩道の段差解消が5か所、舗装工事を4か所実施したとの報告を大阪府から受けております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 竹下課長。

○竹下水みどり課長 野口委員の計3点のご質問であったと思います。

まず、自家発電機の市内ポンプ場の配置状況ですが、これについては委員もご承知のとおり、現在のところ1か所で自家発電機を設置しておりまして、その他のポンプ場では設置していない状況でございます。

今回の台風21号の影響により、市内の停電被害からも自家発電設備の重要性については認識しておりまして、ポンプ場に自家発電設備が設置できないか、施設の規模や優先順位を勘案しながら、まずは電機メーカーなどの専門家から意見を聞きながら、ポンプ場の停電対策について研究してまいりたいと考えております。

2点目の安威川ダムの水特法の関係でございますけれども、水源地地域特別措置法第12条に基づく負担金というのが、いわゆる水特法の負担金でございます、ダ

ムによる受益があるものに負担を求めることが定められております。

これは、ダム建設に伴う集落移転のための生活道路等のインフラ整備に係る負担金でございます、本市では平成13年度から平成33年度にかけて計1億2,317万6,900円を負担するものになっております。

ちなみに、負担割合としましては9.99%となっております。

水源地域整備計画に基づく事業については、平成29年度の事業で車作地区の農道整備、それから水路整備がもう完成をしております。

また、ダム湖畔の展望広場整備やせせらぎ公園整備については、工事設計のための測量設計を行っているという状況でございます。

3点目に行かせていただきます。

安威川ダムの建設の完成後、これについての先日の西日本豪雨のようなダムの放流等があつて、下流域が氾濫しないかそのようなお問い合わせだと思っておりますけれども、これについては、安威川ダムの洪水調整能力について100年に一度の降雨に対応する計画になっております。これは委員もご承知だと思います。

安威川ダムの構造が自然調節方式でありますことから、ダム上流域での大雨、豪雨によって計画貯水能力を超えた場合は、下流域で浸水が生じる可能性は考えております。

このことを踏まえた対応として、これは大阪府としてははっきりまだソフト対策については具体的に決まっていないと聞いてはおるんですが、今、検討しているところでは、想定される最大規模の降雨、これは国もやっておりますが、目安、千年確

率以上、これについてのリスク検討に着手しておると聞いておりますので、その中で、当然ながら、市内河川でも、千年確率以上に対するリスク検討に着手しておると聞いておりますので、その中で、当然ながら安威川ダムの建設後の評価も行う予定となっております。

それから、周知方法についても、非常用洪水吐、つまり計画貯水能力を超えた場合はこの非常用洪水吐から放流されることでこれについての予測がされた場合については、ダム管理者から下流市の警察、消防などの関係機関に対して通知し、周辺住民への避難が確実にできる体制を構築していくと聞いております。

ダムの今後の取り組みについて、安威川ダム推進会議という我々も出席している場がございますので、そこで確認を行うなど注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、千里丘三島線に係る現状の取り組み、数年間の取り組みについてお答えさせていただきます。

千里丘三島線（東側）道路拡幅事業につきましては、平成28年度より整備に着手しました。進め方としましては、準備作業として用地の確定測量と隣接地の筆界確認の取り交わしを行うことで事業用地の面積確定を行い、並行して対象の建物等の補償費算定及び借家人への営業補償など、また、土地鑑定を行っております。

その後、土地建物所有者や借家人と直接交渉し、次年度に契約を結んでまいりたいという流れで各権利者と交渉しているところであります。

そういった流れの中で、用地確保に努めていきたいと考えておりまして、中期財政

見通しにも上げさせていただいておりますとおり、計画としましては平成35年度に道路整備の完成を目指しているところであります。

平成29年度では、借家人と借家人移転補償契約を1件、結んでおりまして、明け渡し完了しております。

また、委員がおっしゃるとおり、当該建物につきましては平成30年度に契約が完了し、建物の取り壊しも完了し用地を確保したところであります。

今後、準備を経て、翌年度に交渉して契約してまいりたいと、そういった流れで事業用地の全体の部分を目標としては平成34年度までには用地を確保し、平成35年度に道路整備に結びつけていきたいと考えております。

しかし、道路確保にはそれぞれの権利者との任意契約でありますので、契約というものが不可欠であります。親切丁寧な説明を心がけ取り組んでいるところでありまして、目標整備年次を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、JR千里丘駅前広場周辺の清掃及び災害の復旧についての問いにお答えいたします。

JR千里丘駅前広場につきましては、委員がご指摘のとおり一部、JR西日本の管理範囲がございます。先ほど、おっしゃいました公衆電話周辺、これについてはJR西日本の管理範囲になりますが、こういったJR西日本の管理範囲につきましては、JR西日本に対応を求めてまいりたいと考えております。

ただ、駐輪場、駐車場周辺の花壇につきましては本市の管理範囲になりますので、

早急に委託先に指示して対応をさせております。また、今後、見落としのないように指示してまいります。

その中で、ご指摘の看板につきましては若干、後に傾斜しているような状況も見受けられますが、構造的にかなり柱も太く強固なものでございます。さび等も見受けられなかったため、すぐに対策をする必要はないと判断しております。

ただ、今回の地震・台風の後にも再確認をしておりますが、今のところ危険を伴うようなことはございません。当面は経過観察するとともに、これもJR西日本の管理地内に立っている広報板でございますので、その管理について今後、整理していく中で、またこの広報板の管理を進めていきたいと考えております。

それと、6月の地震による被災箇所の復旧についてでございますが、大阪北部地震においての駅前広場の被災状況といたしましては、2階デッキを支える支柱の化粧タイルの部分が剥落する被害が生じております。被災後、すぐに点検を行っております。その中で、浮いているタイル等はハンマーでたたき落として、念のため一部にはテープを貼り剥落防止対策を行って、通行者の安全対策を行っております。

被災部分につきましては、化粧部分になりますので、柱自体には損傷は出ておりません。構造的には被害はございません。

復旧につきましては、そのままタイルで復旧するということになりますと、今後の地震で同様の被害が出る恐れがございます。また、それで通行人に被害を及ぼすこともございますので、そういった今後の地震などの振動による飛散等も考慮いたしまして、危険性の低い材料や方法での復旧を現在、検討中でございます。これにつき

ましては、平成31年度の修繕料で修繕を実施する予定をしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、野口委員の民間住宅の耐震化にかかわります3点のご質問をいただいたかと思いますが、そちらのほうにお答えさせていただきます。

1点目、平成29年度の耐震診断、耐震改修の件数について減が見られるというお問い合わせございました。なぜかというお問い合わせでございます。

本市では、旧の耐震基準、昭和56年5月以前に建築確認を得て建てられている住宅に対しまして、耐震性が不足するという観点で耐震改修促進計画というものを策定しながら、補助金という形での支援ということでさせていただいているところでございます。

ただ、この平成28年度に比べ耐震診断補助の件数については5件減と、耐震改修補助の件数は2件増という形になっておりますが、内訳でいきますと耐震改修が平成28年度に比べ1件減、それと除却のほうは3件増というような形になっております。

耐震診断、これは気づいていただかないとなかなか診断までこぎつけないというところもございますので、この耐震の普及啓発、こういうところに継続して取り組みを進めてきたところでございます。

第2期の耐震改修促進計画におきましては、一定、広報周知では足りない部分、不足している部分もございますので、確実に伝わる普及啓発ということの取り組みもこの平成29年度の実績も見合わせながら進めてまいりたいと考えております。

市民フォーラムにお越しいただく方は

当然ながら耐震化の危機意識をお持ちの方でございますが、それ以外の方に向けて旧耐震基準で建てられた住宅の多い密集地区、そういうところの自治会等とご協力を得ながら、この啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

耐震改修につきましても、やはり除却がふえてきておるということは当然ながら耐震化をするのと合わせまして、選択肢として建てかえを選択される方も若干、ふえてきておるのかなという印象もございますので、そういう方に向けても、この除却の部分についても周知を図ってまいりたいと考えております。

この周知啓発の中では、固定資産税課のほうにもご協力を得ながら、毎年5月に送付される納税通知書の中に啓発のチラシも同封させていただきながら、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

2点目の耐震改修費用のわかりやすくということの内容でお問いがございました。

こちらにつきましては、例で出している200万円、耐震改修の工事費用がかかった場合に通常、補助の対象で受けられる方でいきますと、従来の40万円の補助に対しまして上乗せ分30万円を乗せて合計70万円をこの改修工事に対して補助をさせていただいております。

ただ、工事だけの補助というわけではございませんで、設計費用に対しても上限10万円の補助をさせていただいております。これは補強設計、それと補強工事という趣旨でさせていただいております。

当然ながら、耐震診断で耐震性が不足しているという住宅に対しての補助という形になりますので、耐震診断を実施していただいているという前提条件がございま

す。一定の所得以下の方につきましては90万円、一般の方ですと70万円のところを90万円ということで20万円上げさせていただいて、補助のほうもさせていただいているところでございます。

先ほど、申しました除却を選択される方につきましては40万円の上限で補助のほうをさせていただいているところでございます。

3点目でございますが、貸付制度の検討ということのお問いがございました。

こちらにつきましては、第2期の耐震改修促進計画の中ではこの貸し付けの内容について、具体的に書かせてはいただいております。

ただ、民間の貸し付けのローン等がございますので、そちらにつきましては大阪府の住宅リフォームマイスター制度とかそういうようなところの情報提供等々でお知らせもしながら、その制度の内容について周知いただきたいと思っております。

ただ、主体的に所有者がこの耐震化の取り組みの環境を整えるということの内容でございますので、当然ながら我々も民間のローンを高齢者の方が利用しやすいのかどうかということも含めて、先進事例であったりだとかそういうところについて情報収集も図りながら、また、近隣市の動向等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 消防長。

○明原消防長 それでは、ご質問にありました南海トラフ地震の発生が憂慮される中での今後の消防力、特に消防職員数についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

総務省消防庁が告示で出しております

消防力の整備指針というものは、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものでございまして、これを受けまして「市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備する」ということが求められております。

各自治体の消防職員数の実態でございますが、全国におきまして人員の充足率が100%を超えているという市はございませんで、政令都市なんかの大規模な消防本部におきまして90%を越してきているというのが現状でございます。

北摂の数字が手元にありますのでご紹介させていただきますと、北摂の消防本部で人口30万人以上の市の平均で72%、20万人以上30万人未満の平均で70%、10万人以上20万人未満の市で54%、そして10万人未満の市町で50%というのが現状でございます。

このような状況で、本市の大規模自然災害が発生したときの対応でございますが、市の地域防災計画を補完するものとしたしまして、現在、消防本部の中で定めておりますのが、災害時の警防本部設置要綱というのがございます。

災害発生時はこの非常招集区分によりまして全消防職員に招集をかけて任務を分担いたす体制をとってございます。

また、充足率の面でご紹介のありました非常に恵まれております消防団も本市にとっては非常に大きな消防力でございます。

今後におきましては、まずはこの現状の消防力を最大限、活用できるように創意工夫して、これらの人を活用することが最重要でございます。

一方で、この現状を市民の皆様にご理解をいただきながら、自助・共助の部分で結果として消防活動の成果が出せるように、いかに連携していけるかというのが課題であるかなと考えております。

合わせまして、他府県の緊急消防援助隊等に支援していただく場合の受援計画、これは既に受援計画というのは定めておるんですけども、これを実際に機能させられますように訓練等を通じましてしっかりとトレーニングをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員、すごく質問内容が多岐にわたっているんですけど、今後ということに関しては、質問を絞って2回目、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

野口委員。

○野口博委員 そうしましたら順番に2回目の質問に入ります。

平成29年度の決算状況についての受けとめ方といいますか、それぞれ担当課長のほうからお話がありました。

これまでいろいろな角度から摂津市の財政状況について、毎年、議論させていただいておりますけども、民間企業よりは優良企業だという専門家の見解もあります。確かに人口は約8万5,000人だから、その範囲での全体のパイは当然、限界はありますけども。

いつも申し上げている結果として市債についても、平成16年度に森山市政になってから13年間で言いますと941億円から538億円ということで約4割減少していると。

今回ちょっと変わってきているのが、一般会計など、それぞれ前年度比で減ってい

るわけでありまして、水道関係はご承知のとおり逆にふえると。1億円ちょっとふえておりますけれども、そういう傾向がありますけれども、そういう市債も減らした中で、いろいろな要因があったかもわからないけれども、優良企業といえるような状態が平成29年度の特徴だと思っています。これをいかに市民の暮らしにいかすのかということ、いつも念頭に置いて担当課長としても部長としても頑張っていたきたいというエールを送っておきたいと思うんですけれども。

中期財政見通しの問題で再質問します。

いろいろな状況設定して取り組んでいます。いろいろな収入面でのたばこ税だとか吹田操車場跡地の関係とかいろいろなプラス要因もあって、合わせて皆さん方の努力もあって、こういった財政状況に至っていることは承知しておりますが、資料を見てみますと平成29年度まで見通した7年前の平成23年度の中期財政見通し、平成22年度の決算を受けての翌年度の中期財政見通しで平成29年まで見通しております。そのときには、マイナス46億円になりますよという推定をしているんです。しかし、現在の基金残高は、138億円なんですよ。

いつも申し上げてはいますが、この差だけでも7年前に建てた推計と比べて184億円も差が出てくるわけです。そういう点からしても、いろいろな条件はありますけれども、今の推計でいいのかということ、きちんとして受けとめていただいて、ちょっと出し方について研究していただきたい。

ぜひそのことを受けとめていただいて、もう少し議論がちゃんできるような中期財政見通しを作成していただきたいと思

います。

それで、法人市民税の問題です。数字的な見解を求めているのではなくて、そういう数字の状態を見て今の企業はどのような状況なのかということでご答弁を欲しかったんですよ。

それで、アベノミクスによって一般的には大企業を中心に恩恵を受けているわけでありまして。

安倍政権になって5年間ですけれども、上場株式の時価総額は3.5兆円から17.6兆円と約5倍にふえています。大企業の内部留保で、利益は1.9兆円から4.5兆円ふえています。結果として、大企業の内部留保は現在、436兆円と、空前の金額に達しているわけでありまして。経済政策が税額のこういう数字の中でどう見るのかということ、ぜひ、答弁なさってほしいんですよ。

だから、平成28年から税率の引き下げが行われました、2.6%。引き下げされても多くの法人税が入っているわけですよ。これをどう見るかということ、ぜひ見ていただきたいということで、ご答弁いただきたい。

交付税について、なかなか僕らも難しいんですけれども、それぞれの自治体規模の大小は別にして、この形の中で取り組んでいる市民病院だとか年齢構成などによって違うんだとわかりますけれども、しかし一般的にぱっと見て、いろいろな施策でもいろいろなことをやっている大規模な自治体に大変なお金が回っているというこの不公平感。そういうことが実際あるんですけども、私としては自治体として声を上げていただきたい。

2000年度までは、国税の30%前後を原資として94%を普通交付税に、6%

を特別交付税に振り分けして自治体に交付していますけども、この2000年度までは国が借金をして全部、出しておったんですよ。どんどん借金がふえるから、臨時財政対策債の半分だけは自治体で借金を認めるから出してほしいということで、そういうシステムに変わったわけですよ。本来、国が借金して自治体が借金しないでやれるような条件整備をすべきなんです。こういういびつな地方交付税措置制度があるので、ぜひ、近隣の自治体規模の大小によっていろいろな金額の違いはありますけども、根本問題について地方交付税は2005年の当時の小泉首相が国会で、地方交付税は国が地方にかわって徴収する地方税で、自治体の固有の財源というようなことを言われていましたが、まさに自治体の固有の財源なんです。

しかし、借金しなさいということで今、やっているんですね。こういう実態について、きちっと自治体から声を上げていただきたいと思うので、後で部長のほうからご答弁をいただきたいと思います。

それと、財政と市民の関係です。

先ほど、市民税の問題についても答弁がありました。資料をいただいたものを見ますと、平成29年度の摂津市の働く方の平均年間所得金額は一人当たり297万3,000円であります。前年度比で1万4,000円ふえておりますが、市レベルで下から6番目です。例年と比較しても、ほとんど順番は変わりません。トップは箕面市で約100万円も違うわけです。

大企業はどんどんもうけて、その一方で、いろいろな角度で議論されている貧困と格差は広がっています。

直近の国の調査では、平成4年から平成28年、この間に貯蓄がない世帯が9.

3%から48%、過半数近くになったということが数字を示されています。ご承知のとおり、この格差がどんどん広がっています。年収200万円以下のいわゆるワーキングプアの数が1,100万人に迫ろうとしています。摂津市においては所得金額となりますが、200万円以下の方の構成割合は約67%です。これ、近隣市より約10%も上がるわけです。そういう点では、自治体も大変ですけども、やっぱり市民の暮らしに生かしていくという努力をしていただきたいということです。総論としてこの問題については、部長のほうからご答弁いただければと思います。

防災関連です。

防災マップとの関係で、答弁として自主避難で早目に避難できたということで、その効果を紹介されましたけども、地元ではなかなかそういってない部分もありますので、くどくどは言いませんけども、やっぱり作成された計画についてきちっと訓練、実績を積み重ねていくという、そのために計画を実行できるように市として自治会との関係でどうすべきかというところもきちっと考えていただいて進めていただきたいと思っています。

平成29年度、出前講座が7回とおっしゃられました。この間、何団体かいろいろやってほしいということで要望を出していますけども、なかなかそうならないということ聞いていますので、これから具体的に前講座をする中で、各地域でいろいろな計画を作成していただいて、それを実際の災害時にどう反映していくかということも含めて検証をしていく、そういったことをするためには人数が大変少ないと思いますので、ぜひ今後、増員に向けて、担当課と相談しながら進めていただきたい

いということをお願いしておきます。

公用車の問題については、くどくど言いません。公用車93台とおっしゃっています。今後、本会議に損害賠償ということで、そういう議案が出ないように努力していただきたいということで、改めて強調しておきます。

市営住宅の問題であります。いろいろプラスアルファの分は考えられないと、検討してないという話であります。

今回、ご承知のとおり被害を受けて、大家も年金生活で改修できないと。どないしましょうかという例がたくさんあったわけであります。

衣食住を考えた場合に、基本的な生活の土台は自分でちゃんとしなきゃならない分もありますけども、やっぱりこれだけの災害でありますので、そういう場面によって踏み込んでいただいて備えるということも大事だと思いますので、今後、賃貸住宅をいかに提供するかと。いろいろな方策もありますので、ぜひ検討していただきたいということだけ申し上げておきます。

住民税特別徴収税額通知書は結構です。それで頑張っていたきたいと思います。

滞納処分についての対応についても答弁がありましたとおり、引き続き、その立場で頑張っていたきたいということをお願いします。

固定資産税の減免についてです。

先ほど、ちょっと申し上げましたけども、やっぱり検討すべき範疇だと思うんです。近隣各市もやってないということで、当然、担当者会議などもありますので、情報は収集していると思いますけども、ぜひ検討していただきたいと。

実際、今回、改修費用を30万円以上ということで条件が付きましたが、5万

円、10万円、15万円、25万円という改修費用がかかっているわけです。そういう方々は罹災証明を取ったとしても何の恩恵もないんですよ。これ、現実問題であるんですよ。これに対して何もしないという手はないと思うんですよ。そういうことですから、ぜひ今後、検討していただきたいということで、これも総務部長から受けとめ方についてご答弁いただきたいと思います。

次に、入札の問題について、入札率は平均81.05%ということであります。最近の各自治体における公共入札率の状況について、僕も余り把握しておりませんが、これが妥当かどうかはわかりませんが、昔は大体70%から80%の間が妥当だと言っていました。いろいろな談合があって、いろいろな改善が行われて、大体、90%前後におさまってきていたけども、より少なくなっているというのをまた研究してご質問させていただきたいなと思っています。

市内企業支援策についてはより相談していただいて、今の市内企業は何を求めているのかということもつかんでいただいて、最大限、応えていく努力をしていただきたいということで要望しておきます。

市内循環バスや公共施設巡回バスの件です。

なかなかいいご答弁ではありませんけども、この間、努力はしていただいておりますけれども、そういうご意見の方々が市内に存在しているということは事実なわけです。そういう問題に対して、これまで頑張ってきたけどもどう回答を出していくのかと思っています。

交通手段の確保という問題で、いろいろな民間企業との関係、その整理すべき問題

もあると思いますけども、現実問題を見ていただいて、緊急課題として預けておきますのでよろしく願いしておきます。

道路整備について、段差解消5か所、補修工事4か所という紹介もありましたけども、府道に関する都市計画道路の多くが廃止されたところでいろいろな気になっているご意見がたくさん寄せられておりますので、ぜひ注視していただいて対応をお願いいたします。

千里丘三島線の問題については、中期財政見通し上は平成35年、最終的に4,300万円の予算ということで整備をして終わろうということの計画でありますけども、1年でも早くできるようによろしく願いしておきます。

JR千里丘駅前の問題であります。

仕上げ材、タイルがもう落ちていますけども、そういう箇所についての整備はもう平成31年度しかできないということなんでしょうか。

平成31年度じゃなくて平成30年度やるということでできないものか、後からご答弁いただきたいと思っています。

浸水に絡むポンプ場自家発電については、専門家とも相談し研究していきたいと、余り変わらない答弁でありますけども、ぜひ、研究していただいて予算も確保していただいて、毎年、予想を超える雨が降るわけありますので、ぜひ早期設置に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

安威川についてであります。

今、答弁があったように予想を超える豪雨が発生した場合は、ダムでの放流もしてということも言われました。

この間の西日本豪雨などでその実例があります。大変な被害をもたらしました。愛媛県肘川流域での上流の満水になった

二つのダムのゲートが全壊されて、濁流が下流地域を覆い9名の命が奪われました。

さらに、岡山県倉敷市真備町の件では、本川の高梁川上流のダムで緊急放流されて、支流合流点の水位が5メートルも上がって支流の小田川やその支流で堤防決壊が起こり、2階まで浸水した家屋が多数発生し51名の住民の命が奪われました。

この間、茨木市の本会議でも日本共産党の議員が質問したんです。茨木市はこういう答弁をなさっています。

「予想を超える規模の降雨の場合、ダムによる降水調整能力を上回り、下流で浸水を生ずる可能性がある」と、答弁しているんです。今の答弁と一緒に思うんですよ。

だからこの間、いろいろな各地で起こっている豪雨を見たときに、いわゆる線状降水帯とかいわゆる長期間、同じ場所で雨が降ったときに、当然、周りにどンドンあふれていくわけあります。

東京都などでは、いわゆる貯留できるように貯留槽をどンドン都会の下につくっていますけども、改めて、ダムは必要かもわかりませんが、頼らない総合治水対策をきちんと行っていただきたいと思うんです。

この間、いろいろな角度から議論されている河床の修復とか貯留施設整備、堆積土砂除去、斜面崩壊防止、そして下流地域での総合対策をやっぱり並行してやらなければいけないと思っていますので、改めてそういうところを見ていただいて声を上げていただきたいと。

当然、お金はかかりますので、下流地域として自治体独自で財源を確保して取り組むことも大事ですけども、やっぱり流域ですから、国・府のお金も当然、必要になってきますので、そういう点も含めて頑張

っていただきたいということでお願いしておきます。

民間住宅の耐震化の問題であります。

200万円の改修をした場合に、一般で70万円の補助金が出ると。プラスアルファで20万円、合計90万円出るという話であります。

私は、この改修費の貸付制度、大阪府の補助制度はちょっと知りませんでしたけども、高齢者の方が今の貯蓄状況とか年金の金額とかを含めて、その人が考える生きる時間、そういう中で無理のない範囲で少しでも解消したいと思う方は多いわけで、そういう方々が理解できるような対応といいますか。できれば大阪府の制度はちょっとわかりませんが、毎月1万円とか2万円の返済で済むような貸付制度ができれば僕はいいと思っていますよ。

そういう点も含めて、ぜひ今後、検討していただきたいと思いますので、もう一度この問題だけのご答弁いただければと思います。

最後に、消防関係です。

消防長に答弁いただきました。いろいろ資料もいただきました。

それで、いただいた資料を見ますと、例えば、吹田市では基準の506名に対して約72%の365人の職員がいらっしやいます。消防団員はやっぱり少なくして基準が250人に対して179人となっています。高槻市が基準は正職の職員は414人に対して335人の約81%、消防団員は800名に対して709名の約89%であります。池田市が多くて消防団は摂津市と同じく180人に対して175人で約97%、職員は177人に対して103名で約58%ということで摂津市が一番低いんです。

そういう数字は当然、お持ちですので、僕が言いたいのは、いろいろな支援体制があるとしますけども、例えば、近隣市で一部が被害を受けた場合は近隣市で支援できますけども、広域的になかなかできない部分も当然ありますので、専門職としてわざわざ国が基準を示しているわけですから、それに近づける努力はどうするのかということ。

それで、南海トラフ地震により摂津市で震度6強が発生した場合にいろいろな被害の数字も出ています。そう見たときに、今の消防力でいいのかというのはノーだと思えますよ。具体的にやっぱり財政当局とも相談しながら、しっかりと毎年、ふやしていくという努力をしなければ、すぐにでも南海トラフ地震が発生してもおかしくないという想定をされているわけですから、そういう受けとめ方をさせていただいて、この職員体制について、改めてどうなのかということで、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

船寺課長。

○船寺市民税課長 それでは、法人市民税についての伸びについてお答えさせていただきます。

平成29年度の法人市民税につきましては、税率の引き下げの影響等もあった中で、20.8%、4億4,800万円の大幅増収となっております。

その中で、委員がご質問の大企業のほうはどうなっているんだという問いであり

ましたが、摂津市におきましては、9号法人につきましては、大きく伸びております。

その一方で、1号法人、2号法人につきましても堅調にふやしておられますことから、景気自体については一時の不況を脱して景気がよくなっていると判断しており、法人市民税もこのような状況になったと考えております。

○渡辺慎吾委員長 井口総務部長。

○井口総務部長 それでは、3点のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の交付税についてでございます。

交付税は地方固有の財源でございますして、地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供するに当たっての財源保障機能、また、財源調整機能を有しておるものでございます。

交付税の算定に当たりましては、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合を原資といたしまして、これに特例加算や年度間の精算等に伴う減額を行いまして、その総額をもって決定をされておるものでございます。

財源不足に対しましては、財源対策債の発行などで対策を講じておりますけれども、なお不足するものを国と地方で折半をいたしまして、地方は臨時財政対策債を発行する状態となっております。

この財源不足は平成13年度から続いておりまして、地方交付税法の第6条の3第2項に基づきまして、法定率の引き上げについて市長会を通じて総務省に要望を行っているところでございます。

総務省といたしましても課題として捉えていただき、法定率の引き上げによる原資の確保について、財務省と協議をされていると伺っております。

また、交付税の算定方法に関しましても、都市固有の行政需要等を的確に算定していただくよう、総務省に対し毎年改正要望を行っているところでございます。

適正に財政需要を捕捉し、財源の保障、財源の調整が適正に機能いたしますよう、引き続き、改正の要望を行ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。

市税の使い道と私なりに解釈いたしました。この件につきましては、先ほど委員のご質問の中で、森山市政での財政再建化に対する取り組みについてがございました。市債の減少、また、基金の増加という効果を生み出したわけでございます。

また、財政再建と同時に夢づくり、人づくりにも取り組んできた市政であったと思えますし、現在もその内容で取り組んでおります。

特にこの財政面におきましては、一時の危機的な状況は脱したというものの、平成29年度の決算におきましては、2年連続で主要基金の減少、経常収支比率は平成24年度以来、5年ぶりに100%を超え、100.4%となっております。将来を見通しますと、少子高齢化、人口減少、都市基盤の整備、公共施設の老朽化対策等々、財政需要がますます増加していくことが容易に図り取れます。今からこういったことに対する備えをしておく必要がございます。

そのような中で、予算編成に当たりましても、未来を支える子ども、市民の健康、また、まちづくりの基礎となります安心・安全、この三つを重点に置いて編成をしておるところでございますが、特に今般災害の発生が続いておりまして、緊急対応が必要となりました。こういったときにも基金

を有効に活用できたのではないかと考えておりますが、これとていつまでもある基金ではございません。大事に使っていききたいと考えております。

また、災害の備えだけでなく、市民の生活を守ること、委員からもございました個人市民税の課税構成、200万円以下が67.1%を占めている状況もございます。こういった世帯構成などもしっかり頭に入れて、今後の予算編成当たっていききたいと考えておりますし、しっかりと予算を執行していききたいと考えております。

三つ目でございます。

固定資産税の減免についてというお問い合わせでございます。減免制度はあくまで担税力が減少したものに対して行うものでございまして、奨励金や補助金等の代用として減免を活用してはならないと定められております。

また、減免制度におけます特別の事情と申しますのは、他の納税者から見ても納得が得られる税の公平性が保たれる極めて限られたケースに適用されるというようなことも、大阪府市町村課が発行しております自治大阪平成19年3月版で示されております。

もともと税の減免については、地方団体の自由裁量は認められるものではございませんので、租税法律主義の原則からいたしましても、地方団体の裁量は法の定める範囲内に限られるものであって、このことは減免についても例外ではないとかなり厳しく通知をされているところでございます。

そういったことも、公平な課税と徴収、これを徹底することによって、納税者の信頼を得ることが我々の地方団体に求められているものだと自覚をいたしております。

す。

したがいまして、今般の固定資産税の減免ということで、一部損壊の家屋の方にも広げてはどうかというご提案でございますけれども、先ほど課長が申しましたように、一部損壊については幅がかなり広うございます。やはり抽象的な感覚で捉まえられては基準が不透明になってきますので、現在国が定めております半壊、全壊に従うということで、しばらくはこのまま進めていきたいと考えております。

また、近隣市の状況につきましても、こういった法の解釈か、財務省なり総務省との見解の調整を図りながら、可能な限り何か方策はないのか、これも探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、JR千里丘駅前の柱の復旧について、今年度、実施できないかというお問い合わせについてでございます。

今般の震災復旧に当たりまして、費用についてでございますが、これにつきましては、市民に危険を及ぼす状況の施設については専決処理、または補正予算により対応、そうでないものについては、精査の上、来年度予算に上げて実施するという基本的な考え方をお示しされておりました。

先ほど答弁いたしましたとおり、今回の柱の被害は構造的な被害、支障はございません。すぐさま市民に危険を及ぼす状況ではございませんので、現在、対応方法を検討、精査しており、来年度の予算要求を行うものでございます。

その中でも、平成31年度の早期に復旧をと考えておりましたが、委員がご指摘のとおり、駅前ということもございますので、

二重投資とならない範囲で、駅前にふさわしい仮対応を今年度の修繕料の中で実施できないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、民間住宅の耐震化にかかわります2回目のご質問に答弁申し上げます。

委員がご指摘の貸し付けの制度の内容で改めてお問い合わせがございました。我々としたしましては、やはり民間の金融機関で一定このローン設定もなされておりますので、本市としたしましては、現状での導入は困難なものと考えております。

ただ、第2期の耐震改修促進計画で、先ほども述べさせていただきましたが、所有者が主体的に耐震化に取り組みやすい環境整備ということで、大阪市などでも導入されております補助金の代理受領制度の導入、これはどういうものかと申しますと、補助金を申請された方は、従来は、補助金の分も入れて実際の工事の見積もり費用を業者のほうにお支払いをいただくという形で、その領収書をもって補助金を事後に交付するような形でございましたが、この代理受領制度の特徴としたしましては、一定補助金額を差し引いた金額で所有者のほうにご負担をいただくという制度でございますので、そういう形での利用しやすい補助制度については、今年度から導入をさせていただいております。

そのような所有者の経済的な負担を和らげるような取り組みは一定導入をさせていただいているところでございますので、よろしくどうかご理解のほうをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、消防力の強化について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、消防力を強化するには人的な面、これがあると思います。また、消防が保有する資機材の充実等が上げられます。それを実現するためには、やはり財政的裏づけがなければかなわないと思っております。

特に人的な面でございますが、摂津市全体の総職員数、これは推移を見ますと、最大値であったのが平成7年度、このときには職員が904名でございました。その後、行政改革の推進で職員数は減少し続け、今決算審査でお示ししております事務報告書32ページにありますように、現在では656名と、約3割減となっております。

その内訳で、消防本部職員数だけを見ますと、平成7年度は93名でございました。現在では96名となっております。

ご承知のように、平成30年第1回定例会で消防職員の増員を図るために定数を93名から103名に改定しております。議会で議決をいただいたところでもございます。

このように、職員数においては全体的に減員しておりますが、消防職員については減員しておらず、むしろ増員しております。このように一律削減ではなく、部署によってはめり張りをつけており、これはとりもなおさず、市民の安全・安心を守る最前線である消防職員の充実を図ったものでございます。

それでは、これで職員数は十分であるかという問題がありますが、先ほど消防長の答弁がありましたように、消防力の整備指針によりますと、まだまだ現有消防力との乖離はございます。決して十分とは言えま

せん。その解決のためには、やはり先ほど言いましたように、それを実現するための財政的裏づけがあってこそ可能となってまいります。

摂津市を含む近畿圏で最も心配されています南海トラフ地震、これは今後30年のうちに70%から80%の確率でやってくると言われておりますが、この被害想定、最大で死者32万3,000人、それから約170兆円の直接被害、約45兆円の生産・サービス低下の影響があると試算されております。

過去の東日本大震災におきましては、本来、被災者を支援する行政自体が甚大な被害を受けて、行政機能が麻痺したという例もございました。

また、平成7年度に発生いたしました阪神淡路大震災では、地震によって倒壊した建物からみずから脱出したり、家族、友人、隣人等によって救助された割合は9割を超えておるというデータもございます。救助隊によって救助されたのは1.7%という調査結果もございます。

このように考えたときに、特に大規模広域災害時では公助の限界があるということを我々はしっかり認識しなければならないと思っております。

2018年版の防災白書では、災害発生時の救助や避難活動について、国や行政に頼らず、一人一人の自助、共助に重点を置くべきだという人が6割を超えるという調査結果が掲載されておりました。このように、国民一人一人の防災意識が高まってきたのかなというように思っております。

全て公助で対応することは現実的ではございません。人口減少時代に既に突入をしております、今後、加速度的な少子高齢化によって財政運営はさらに厳しくな

るものと予想しております。災害対応につきましては、自助、共助を基本としながら、限られた財源の中で公が支援するという連携強化がさらに求められているのではないかと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら、全て要望になると思いますが、3回目、意見を述べたいと思います。

最初は、法人市民税に絡む今の企業の実態についての評価が述べられました。いろんな資料に基づいて、この間の国の経済対策によって大企業を中心に恩恵を受けているということをご承知だと思います。

それに対してどうこうということではなくて、そういう実態についてをそういう角度から見ていただいて、それを今後の推計もきちんとしながら、いかに活用していくかということをご検討いただきたいと思います。

交付税の問題については部長が述べられたので、そのとおりだと思います。ぜひ市長会なり都道府県、地方六団体などを含めて、毎年、そういうような行政行動を行っておることはわかっておりますけれども、地方自治体の現場からすれば、おかしいことはおかしいということで、もともと自治体固有の財源でありますから、本来ならば、先ほど申し上げたように、借金までして半分持つということはおかしいわけで、それがまかり通っている今の国、地方の関係がありますので、そういう根本的な問題も当然ありますけれども、やっぱりちゃんと現場から発信していただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

財政全般についてちょっと申し上げたい

のは、平成29年度の決算で国民健康保険特別会計が約5億4,000万円の黒字でありました。介護保険は3億7,000万円の黒字でした。しかし、平成30年度に国保は4,000万円の総額値上げをしました。介護保険は国との関係がありますけれども、6%の値上げをしました。財政は黒字なのに、市民負担をふやすという、こういう奇妙な状態が摂津市はあるわけがあります。

国のほうもこれから消費税を来年度の10月に10%へ上げるということで、安倍総理は宣言いたしましたけれども、国民生活がしんどくなるだろうと思っています。

少し紹介したいのが、来年度で消費税導入されて日本は30年たつんですよ。1989年から導入されましたから、前年の1988年に国は消費税導入の理由として、社会保障のためとか、高齢者のためということと言いました。しかし、実態はそういう分野が現在どうかというのが、いろんな資料が、今、出ているんですけども、一つ紹介しますと、例えば医療面でサラリーマン本人の窓口負担、1988年は1割だったのが、2015年現在で3割なんです。国民年金は当初7,700円が、2015年は1万5,590円、65歳以上の介護保険料について、1号保険料がゼロだったのが、2015年は平均で5,514円になっています。こういう国のお金の集め方と使い道を見た場合に、なかなか信用できないのが今の国の政治の実態であります。

いろんな資料がありますけれども、日本は唯一先進国では月給が減っている国なんです。こんな数字がありますけれども、例えば1997年、消費税を5%にしました。これを100とした場合に、2016年で日本は89.7%で、減っているんです。

他の先進国は全部ふえているんです。スウェーデンが一番多くて138%、アメリカは115%、オーストラリアが131%、イギリスは製造業を中心にして125%、フランスは126%。

国の政治の基本は国民の暮らしなんですけれども、使い道にしても、集め方にしても、結果として財源を使ったけども、こんな状態で、国民にしんどい生活を強いているというのが、実態だと思っています。そういうこともきちんと見ていただいて、これから、来年度、消費税が10%となる予定の中、どういう状況になるかわかりませんが、暮らしは大変冷え込んでいくことは確かであります。

そういう中で、先ほど議論した今の摂津市のこの財政状況をいかに市民生活に生かすかということで、ぜひ頑張っているいろんな分析もしていただいて、議論をお願いしながら対応していただきたいということで、改めて申し上げます。

固定資産税の減免問題であります。いろんな税法上の性格について答弁がありましたけれども、それはそれとして、やっぱり市民の暮らしを守るという立場で見た場合に、いろんな時代の変遷によって、出来事によって、いろんな形が変わってくるだろうと思っています。そういう法令上の位置づけがあるのかもわからないけども、災害に対する対応としても、全壊、半壊、床上浸水ということでいいのかと思っています。そういうことも一応考えていただいて、やっぱり多くの方々が被害に遭っているわけありますから、それに焦点を当てた公的な政策がどうあるべきかということの一つとして、ぜひ検討していただきたいということで改めて申し上げます。

駅前広場は、今年度中に対応していただく。いろんな材料の手配もあると思います。うちのマンションでも60メートルを超えるブロック塀をアルミのサッシに変えるんですけども、約1か月間かかるんです。そういう新しい対応だとか、また、震災に対応できる新しい材料に変えようと思っていると思いますけども、ぜひ駅前でするので、市民の皆さんは早くやってほしいということをおもっていますので、ぜひ応えていただいて、ご答弁あったように、今年度中に対応できるようによろしく願いしておきます。

耐震改修の貸付制度は大体わかりましたけども、また勉強させていただいて議論したいと思いますけども、要は実態に対してこの分野での目標があります。しかし、取り組んでいるけども、いろんな取り組みをやっていますが、なかなか数件しか毎年実績がないということで進まない。しかし、災害対策の一番の基本は建物を強くすること、それが一番だと思っています。そういう面も一応考えていただいて、よりわかりやすく提供していただきながら、公的にこの分野もどうあるべきかということで、ぜひ検討いただきたいと思っています。

最後に、消防職員の体制問題であります。確かに自助、共助、公助というのはいろんな場面で話をされて、それを前提としてどう対応するかという議論が行われてきておりますけども、改めて今回の台風とか地震を経験して、やっぱり専門職員の力というのは大きいと思っています。

そこで、量的にも質的にも向上していただいて、事があった場合には、一緒になって対応していくという、こういう絡みが当然僕は大事だと思っていますので、今、再

任用を含めて97名の職員であります。条例上は103名という話であります。北摂で実態としては一番少ないわけでありますので、やっぱり少なくとも計画的に職員をふやすという財政的な努力をしていただくように、このことを最後に申し上げて質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
三好委員。

○三好義治委員 それでは、質問させていただきたいと思います。

まず、1点目で、決算書の51ページの寄附金についてでございますが、寄附金が全て一般寄附となっております。寄附金総額が1,275万3,835円となっております。過去に経緯からいきますと、寄附には一般寄附と目的寄附、目的寄附の中にも負担付き寄附という概念があるんですけど、ここは総務建設の決算審査なんで、全ての寄附に対しては質問を差し控えますけど、まずこの1,275万3,835円の寄附金については、大概、一般寄附なら窓口が総務課になっていると認識しておりますけど、この寄附金について総務課はどの分野だけを寄附としていただいたのか、1回目、聞いておきたいと思っています。

これまでも、私は他の課の部分には目的寄附であるように感じております。先日からこの総務課に寄附をされている約1,000万円に関しましてでも、一般寄附が一部であって、ふるさと納税、これも目的寄附であるし、近畿自動車道の駐車場、これも目的寄附であると。この決算書の記載の仕方も含めて考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

それから決算書の33ページで、防災管財課の市営住宅使用料が、当初予算8,796万2,000円に対して、決算が9,

039万5,815円と伸びております。

事務報告書の53ページを見てみますと、平成29年度では一津屋第1団地、一津屋第2団地、三島団地、それぞれ1戸ずつの方々が入居されております。このの方々が入居しただけでこれだけの家賃二百数十万円が上っているという認識をしておりますけど、この事実関係についてご答弁いただきたいのと、それから市営住宅のこの収入未済額822万2,000円というのが、まさに家賃滞納額、要は調定額から引いた分の家賃滞納額になっておると思っております。内訳についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、事務報告書、これも市営住宅絡みですけど、53ページの政策空家についての考え方について伺っていきたく思うんですけど、この政策空家というのは以前からいろいろと物議をかもし、まして、摂津市には、現在、市営住宅が4か所ある中で、今回、政策空家として指定しているのが鳥飼八町団地の市営住宅、昭和50年度に建設されて、木造平家建ての住宅を指定空き家にされております。実際、現場を見に行くと、現在、住まわれている方々、これ、人権問題にかかわるような発言になったらぐあい悪いんですけど、今、住まわれている方々は、それなりに内装も自分たちで手を加えて、居住環境をよくしながら住まれているんですけど、政策空家として位置づけているところは、これについては、外観だけ見に行きますと、住めるような、すぐに入れるような状況であるのかどうかというのは、私は政策空家として指定しているのはいかなものかなと思っております。

まず、鳥飼八町を政策空家としていつている点についての考えをお聞かせいただ

きたいのと、政策空家についてはやっぱり各地域にまたがった、被災に見舞われた方々が政策空家として居住すると思うんです。そういった中では、一津屋第1団地、一津屋第2団地のどこか1か所の政策空家と、三島団地にも政策空家、こういったことを何で平成29年度は設定されてこなかったのかお聞かせいただきたいと思っております。

この鳥飼八町団地、もう一回、振り返りますと、今、木造住宅で政策空家として位置づけているところを外観上だけしか見ていませんけど、見る限り昭和50年の建設で、先般、川西課長が委員からの質問に対して、昭和50年の建設された建物であるけども、耐震は十二分に大丈夫やというご答弁もありました。それ以降、調べた関係でいきますと、この鳥飼八町団地は総合計画では平成32年度にバリアフリー化がなされておって、建てかえが完成しているというのが現状での第4次総合計画基本計画（改訂版）で載っている状況でございます。

前回の答弁で言いますと、要はこの鳥飼八町団地については、まさに今、FMのほうで検討がなされておって、現状においては建てかえ計画はなく、平成32年度に今後の計画を組んでいくというのがつい最近の答弁でございます。私ども、まだそういったことは一切伺っていない状況の中で、第4次総合計画基本計画（改訂版）、平成32年度には実際に建てかえが完成されているということの中で、今、認識しているところでございますが、その辺について、もう一度、整理をした上でお聞かせいただきたいと思っております。

それから、決算概要の124ページ、市営住宅管理事業で一津屋第1団地の外壁

等の改修工事が1億1,873万1,000円で予算立てをいたしました。

決算を見ますと、執行率が70.4%の執行率で、実際、工事にかかったのが8,360万2,800円、不用額が3,512万8,200円も発生しております。このときの予算に対しての決算額、不用額がこれだけ発生した理由についてお聞かせいただきたいのと、あわせて、この一津屋第1団地の外壁塗装工事となっておりますけど、工事内容も含めて教えていただきたいと思います。

先に言うておきますけど、この一津屋第1団地の外壁塗装をやる間に、屋根関係の修理は一切行ってないという状況を伺いました。本来は外壁塗装よりも、建物いうたら屋根のほうに実際に防水加工の耐用年数というのが示されているわけです。一津屋第1団地を、今、外壁塗装すると、これから15年、20年は、ここは触らなくてもいいような状況の中で、なぜ屋根をやってなかったのか。はっきり言いますと、先日の台風で屋根がめくれたという話も伺っております。平成29年度、これだけの工事予算を抱えながら、屋根の躯体は大丈夫や言われておっても、屋根瓦が飛ぶような状況と、20年たつてのリニューアル工事の中に屋根が全く入ってなかったと。これについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じく市営住宅の、これは財政課に伺いますけど、市営住宅で一津屋第1団地の改修事業費、今、言っていましたように1億1,800万円の当初予算で、この予算は社会資本整備費用と市債の9,100万円をもって工事をスタートしたわけですね。実際には改修事業費の市債は7,100万円で済みましたが、これを見て

みますと、本来、この市営住宅というのは目的基金があったんです。目的基金がありまして、三島団地を建てるとき、その基金を繰り出して、そっちの住宅なりに充用いたしました。現在、市営住宅の目的基金である調書を見ますと、残高が1万214円しか基金がないんです。本来、市営住宅を建設並びに大規模改修を行う場合には、基金の運用も必要だと私は認識しているんです。なぜこの目的基金の市営住宅の基金が1万円しか存在せんかったんかと。私は市営住宅が9,000万円の歳入があるならば、そのうちの何割かはやっぱり基金に充当しながら、将来、鳥飼八町団地の建てかえ、一津屋第2団地の改修工事に基金を充当すべきであると思っております。

この点について、市営住宅の建設に携わって、社会資本整備と市債だけで賄ったこの理由と、また、基金の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、財政課で事務報告書、これ、先日からずっと資料をつくって分析したんですけど、先ほど、野口委員が財政全般の関係で質問をなされて、答弁でも摂津市の状況等々は把握はできたんですけど、なかなかちょっと理解ができない部分があるので、一度、聞かせていただきたいと思います。

決算カードについて、北摂7市のものが入手できましたんで、その決算カード、北摂7市を比較していきますと、北摂7市というのは、大阪府下6ブロックに割ってでも、やっぱり財政というのは裕福なブロックになっておりますんで、そこを対象にしていきたいと思いますが、まず率でいきますと、先ほど言いました財政力指数というのは、北摂の中でもナンバー1といってもいい状況です。特に単年度で1%を超えている

のは摂津市だけでございます。

その中で人件費というのが、全体の予算の比率からいったら、北摂で一番低くて14.8%になっているんです。一番高いところで18.5%の豊中市。ただ、こうやって見ていくと、扶助費が高いと思っていたら、扶助費は31.3%で、北摂の中では平均的でございます。公債費が全体に占める予算割合としては、これが池田市に次ぐ公債費を占めていると。その中で、平成29年度の予算状況を見ますと、繰り上げ償還とか借換債というのが非常に少なかったというように思うんですが、こういう財政運営の中で、借換債なり繰り上げ償還、この平成29年度の実績についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算概要の28ページで、道路管理瑕疵による予備費について、これもまずは財政課にお聞かせいただきたいんですけど、まず28ページで損害賠償費用として予備費を37万9,400円、今回、予備費2件ということになっております。平成28年度は15件あったんですけど、平成29年度は2件。実際に決算概要158ページを見ても、予備費の欄で財政課、まず予算現額2,962万600円、決算額ゼロ円、残額2,962万600円、平成29年度の当初予算を見ますと、予算現額は3,000万円からスタートしております。実際にこの37万9,400円がどこに使われているかというと、114ページの道路管理事業の中にこの37万4,000円が入っているわけです。37万9,400円、これがこの歳出の項目で予備費はここに使いましたというのは明らかになっているんですけど、実際に予備費の使い方については、予算現額の中がやっぱり当初予算額と同額でないとは私があかんの

と違うかなと思っているんです。

その根拠としては、基金運用状況審査意見書を見ても、ここでは予備費の考え方については、実際に当初予算額3,000万円、充用額37万9,400円、不用額2,962万1,000円と、本意見書ではこのように書いています。

決算概要では、当初予算額も飛ばしているんです。予算と決算ですから、やっぱり当初予算から年度内中にどう動いてきたんかを見なければならぬと思うので、この辺の解釈の違いについてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、賠償額やから予備費を使ったと見ているんですが、平成29年度で流用という案件が全課で113件が流用されているんです。今回、予算を使ったところでは、不用額が141万1,132円発生しているんです。ここで、言うならば、予備費を使わなくても流用でも十分イケたのではないかなというように僕は感じています。だから流用と予備費の考え方の違いについてと、平成29年度、総務費の中で41件、440万3,000円が流用されております。主な項目を教えてくださいたいと思います。

それから情報政策課、決算概要ページ66で、これは昨年の決算審査でも言いましたし、ことしの予算審査でも言いました基幹統計調査の統計要覧、これを要はこの決算に間に合わせていただくように当初予算でもお願いいたしました。

確認なんです、来年度は必ずこの決算に間に合うかどうかをお答えいただきたいと思います。事前には間に合うとは聞いていますが、改めて確認も含めてお願いいたします。

それから、市民税課で決算書26ページ

の市たばこ税についてなんですが、平成29年度の市たばこ税は平成28年度と比較して9億7,300万円ほど減額になっております。これは市町村たばこ税収が全国平均の2倍を超えた部分について、その部分を大阪府へ平成29年度に交付しております。この金額が1億9,935万5,000円で、平成29年度は市たばこ税が7億2,445円6,371円ですから、7億円弱しかたばこ税が入ってきてないんですね。この辺の基本的な市たばこ税の、平成29年度だけ捉まえてでも、約1億9,900万円を返さなければならなかったのは、平成28年度のおつりといいましょうか、年度内で、本来、返しておかなければならなかったのが、平成29年度に持ち越されたという解釈になるんで、大阪府との関連についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、固定資産税課で決算書62ページで、数値はあんまり並べませんけど、これは特定空き家との関連もありまして、単純に固定資産税でまず家屋がそこに現存していた場合の固定資産税というのは6分の1の減額になっているのが、今、実態ですね。建設部が取り組んでおります空き家対策で、老朽化した空き家を解体してくださいとか、危険な建物を解体をしてくださいとか、今、働きかけをしている部分もありますけど、なかなか前に進まない。その実態は、家屋を解体して更地になった場合に、固定資産税が今よりもどっと上がってくるというようなことなんで、どれぐらい上るのか、具体的に、前面道路6メートルぐらいで100平米の真四角の土地で、成形された土地で参考までに数値を教えてくださいませんか。これはこれからの空き家対策に対して大きな課題だと認識し

ております。その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから工事検査室で、事務報告書87ページで、これは平成29年度の実態を踏まえてですけど、例えば道路工事が3月の年度末に7か所集中して工事検査をやっているんです。工事検査室が検査をやる工事件数が7件だけであって、本来、道路工事とか建築工事とか下水道工事とか、そういったこともろもろを入れると、年度末工事が集中しているのが非常に多く見られるのが今日だと思うんです。常に市民の皆さん方からは、予算が余ったから工事をやっているのかと見られております。

そこで、工事検査室にお聞かせいただきたいのは、事前に資料もいただいておりますけど、もともとの工事検査が行われなければならない工事工程表を見させていただきました。実際に工事工程表と変更、これ、建設部にもかかわるんですけど、それから変更を余儀なくされて、年度末に工事が集中していると。この工事が集中するに当たって、僕は以前、十数年前にも言ったのは、工事が着手されて検査日程を決めるんでなしに、工事検査室が事前に各部門に対して年度末工事が集中しないように発信をしてくださいということで、数年前はそれが是正されとったんです。平成29年度の決算概要、事務報告書を見ると、またぞろ、そういうことが集中しています。工事検査室として各原課にどういう働きを今されているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、建設部水みどり課で、決算概要106ページの農業水路管理事業のしゅんせつ負担金がまた45万円の不用額が生まれております。これも毎年質問しているような感じになっているんですけど、

僕ははっきり言って、農業水路管理事業のしゅんせつ負担金というこのしゅんせつという言葉を外してくださいと。実態は、地元の農業協議会並びに水利委員が用水路の清掃をするための人件費という認識をしているんです。だからそういう面では農業水路管理事業のしゅんせつ負担金というのがそういう形にとれないのかという件と、平成29年度の予算全体から見てでも、45万円も不用額が出ているというのは、現状は、各種団体どうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じく決算概要の106ページの農業水路ポンプ管理事業の中の管理業務委託で、これがそれぞれ160万円と140万円の契約内容でシルバーに委託しております。この委託は競争でも何でもなしに指名で随意契約をされていると伺っているんですけど、実際にいろいろ調べたら、去年、仕様書は不備があり、実際に仕様書をつくっていただきました。今度、仕様書できたら、シルバーの方々の作業手順書とかチェック資料が全くないんです。この辺について、平成29年度を踏まえて現状と今後、どうしていこうとしているのかお答えいただきたいと思います。

それと、先ほど野口委員から一部出ておりましたけど、ポンプ場の停電時の予備電という話が出ておりました。これは経験談からも要望だけにしておきますけど、今、水害対策で大概かさ上げとって、配電盤とか分電盤、電気関係は全部かさ上げをしていっています。これが地べたに置いておくと浸水した場合、一遍に全部やられてしまうので、かさ上げ工事をやっていっていると。実態を見てから、検討をされたらどうかというのと、それから業務用の発電機とって、自家発電ではなしに、車に常に積

んでおけば、移動可能な400kVAですから、キロワットに直すと力率8割として360キロワット、こういったものも市販で、今、600万円とか700万円で売っているような状況なので、こういったことを参考にしながら、いざとなったら、水みどり課だけでなしに、オール摂津の中で予備電という考え方を持って取り組まれたらどうかと思っています。これは要望だけにしておきます。

それと、決算概要122ページの公園維持管理事業で決算額1億4,772万3,101円、摂津市全体の公園の維持管理をやられているんです。この公園の中で新幹線公園が鳥飼八町のほうまでさくらづつみの景観事業としても取り組まれてきました。ここの一部は茨木市域に面しているんですけど、実際にさくらづつみ、1.2キロ、300本を植えましょうというて植えていただいたのが平成21年度でしたけども、実際は茨木市域の中であってでも、摂津市が、今、管理をしているような実態であると思っているんですが、いかがなものでしょうか。

それと、ここは新線組とってボランティアの方々が管理をしていただいていたんですが、最近、そのボランティアの方々の姿が全く見えない状況になっております。どういう感じになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

あと2点です。

決算概要の110ページの道路管理課で、土木維持作業業務委託料6,742万5,120円であります。聞くとところによると、上半期、下半期で業者に委託をして、道路の修理をしていただいているとなっておりますが、まず上半期と下半期の委託業者を教えていただきたいのと、年間どれ

ぐらいの補修作業をやられているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますけど、消防本部で一点だけですが、決算書の61ページで消防団員退職報償費というのがあるんですが、当初予算では424万2,000円計上されておりました。実際に決算では、259万7,000円、当初予算額と決算額が大幅に差異があるのと、決算概要の中で、要は消防団員退職報償費は歳入で上がっているのに、歳出では退職という言葉が全くどこにも出てきてないんです。報償費だけしか出てきてないんです。これはなぜ退職報償費として歳入で上がってるんやったら、歳出でも上げないんかというちょっと簡単な疑問がありますんで、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松方部参事。

○松方総務部参事 三好委員の寄附金に関するご質問に答弁申し上げます。

まず、寄附金に上がっております1,275万3,835円につきましては、総務課で一括で受けて振り分けているというものではございません。総務課で受けておりますのは、総務課の一般寄附金の欄でございます1,035万4,655円でございます。

一般寄附金として受けておる理由でございますが、先日の当委員会でも申し上げましたとおり、中身につきましては、ふるさと納税、それから一般寄附、駐車場に係る寄附金でございます。

ふるさと納税につきましては、いただく寄附者の意図につきましては、特に福祉とか教育ということではいただいておりますものではございませんで、行政として広く活用していただきたいという意思を受けて

おりまして、一般寄附金としていただいております。

また、駐車場に係る寄附金につきましては、道路公団から占用許可をいただいております高架下の部分でございます、この部分につきましては、自動車の駐車場等によりまして占用の許可をいただいております。占用の許可条件といたしまして、占用区域内の維持管理、また、占用工事による道路に損傷を与えた場合の復旧費用、そういったものを担保することが条件として占用許可をいただいております。そういった意味で、職員全般で使うという意図のもとで占用許可をいただいておりますので、駐車場に係る寄附金として一般寄附金の名目でいただいております。

その他の一般寄附につきましても同様に、各団体がイベント等を行った後の残金でありますとか、それから亡くなられた方のご遺志で市の行政に使っていただきたいという意向を踏まえまして、一般寄附金ということで受けております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうからは一般寄附金という科目名称について全体的にご答弁をさせていただきたいと思います。

今回のこの一般寄附金、委員からもありましたように、負担付き寄附、これと区分するところを着眼いたしまして、これまでは一般寄附の名称を使用してまいりました。

しかしながら、今般、いろいろと寄附について庁内でも議論されておりますけれども、寄附された方の意向に沿った形、それから特定の目的のために寄附をいただいたんだということが明確にわかるよう

な形で、今後、科目名称については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、市営住宅についてのご質問にお答えいたします。

まず、公営住宅使用料、市営住宅の使用料の決算額と予算額が240万円ほど差がある要因でございますが、決算額のほうが240万円多かったということなんですけれども、この理由は、当初予算を組んでいるときに、まず家賃の収納率、現年と過年度があるんですけども、それぞれ過去の例を見まして、現年の収納率を97%と想定していたところを、結果的に98.4%の収納率があったと。過年度分の家賃滞納分も収納率15%を見込んでいたところ、18.5%までそれぞれ収納率が向上したことによるものでございます。

また、つけ加えて二つ目の要因といたしましては、市営住宅にお住まいの全ての方に対しまして、年に1度、収入額に応じた家賃算定の改訂を実施しますけれども、その中で、収入が下がって家賃が下がった方よりも、収入が多くなって家賃が結果的に上がった方、こういう方の世帯数のほうが多くおられたということです。このあたりが、決算額が240万円増加した要因でございます。

続きまして、収入未済額822万2,000円、これは多いと、どういう内訳かというお問い合わせなんですけれども、大体この額の8割ほどが過去の家賃の滞納分でございます。

我々としていたしましては、3か月に1度、督促・催告を郵送またはポスティングし、納付していただけるように働きかけまして、また、随時、直接面談いたしまして、

直接交渉をする中で、分割の制約をいただいたり、少しずつでもおさめていただけるように働きかけておるところでございます。

続きまして、政策空家のお問い合わせでございます。

まず、政策空家というのは、火災被害に遭われた方が、一時的に仮住まいとして入居されるために用意しておるものでございまして、でき得るなら1か所にまとめずに、市内にばらばらに持つておくことが望ましいということは、もう承知しております。

しかしながら、特に三島団地、次に、一津屋団地の順で一般募集をかけましたところ、応募の倍率は非常に高い状態でございます。このような中、三島団地または一津屋団地を政策空家として続けること、空き家のまま維持しておくことは、なかなか現実的に困難であると考えております。このため、現状どおり鳥飼八町団地での政策空家を続けていければと考えております。

また、鳥飼八町団地の3軒は、今住める状態かというお問い合わせなんですけれども、今年の8月に鳥飼八町団地の政策空家の室内まで確認いたしました。築年数40年を超えておりますので、それなりに経年劣化も見られますが、一時的に生活する分には問題はないかと考えております。

続きまして、今後の市営住宅鳥飼八町団地の方向性でございますが、確かに40年たっておりますので、老朽化も見られます。第4次総合計画基本計画（改訂版）では、鳥飼八町団地の建てかえを掲げておりますし、指標といたしまして、市営住宅のバリアフリー化率も平成32年度で100%を目標値としております。

ただ、現在の社会情勢、昭和の時代に建

てた公共施設が、これから一斉に建てかえ期を迎えるという状況を鑑みますと、公共施設の今後のあり方については、公共施設等総合管理計画を踏まえた検討が必要となっておりまいます。このため公共施設種別ごとの今後の方向性を平成32年度末中に、各施設所管課が個別施設計画としてお示しすることとしております。鳥飼八町団地につきましてもこの中で方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

続きまして、一津屋第1団地の外壁塗装工事の内容なんですけれども、内容といたしましては、外壁塗装と、それから水道の受水槽を直圧に切りかえたところが主でございます。

工事の余剰金が、予算に対して余剰金が3,500万円ほど出ている理由なんですけれども、予算編成と並行いたしました、工事そのものの設計でありましたり、仕様でありましたりを年度末ぎりぎりまで精査させていただいたことによるものでございます。この精査によりまして、工事の予定価格が当初の予算額から下がりました、この下がった額をもとに業者の選定を行いましたところ、発注額が8,300万円ほどになりまして、その結果、残額として3,500万円ほどが余剰金となりました。

最後に、一津屋第1団地の屋根の件なんですけれども、委員がおっしゃるようには確かに今年の台風21号による強風で部分的にはがれ落ちております。平成29年度の改修工事では、屋根のやりかえや補強等は含んでおりませんでした、その理由といたしましては、工事に先駆けて平成28年度に実施いたしました一津屋第1団地の点検において設計業者とともに現場を確認いたしましたところ、屋根の改修は必

要ないと判断したため、設計からは除外したという流れでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうからは市営住宅の改修について、その財源、市営住宅整備基金について答弁申し上げます。

まず、今回の市営住宅の改修につきましては、委員からもおっしゃっていただきましたように国からの交付金、それから市債を充当いたしております。

市債の発行につきましては、全体的な事業の中で交付税算入の有無でありますとか、公的資金借り入れによる低利の借り入れが可能かどうか、そういった観点から市債の充当を決定いたしておりますが、その中で市営住宅については、市営住宅の整備基金、これが平成28年度末現在で委員からもおっしゃっていただいていたということで、市営住宅の基金の充当は断念させていただいております。

市営住宅の整備基金、平成12年度に設置いたしました、以前は、毎年毎年それなりの金額の積み立てを行ってまいりました。この積み立てについては、一定ルール化しております、市営住宅の管理、それから市営住宅の業務に携わっていただいております職員の人件費、それから市営住宅整備の際に発行した市債の元利償還金、これら歳出総額に対して市営住宅の家賃収入、それから、国からの補助金、そういった歳入の差額を見まして、歳入が歳出を上回っている金額をこれまでは積み立てを行ってまいりました。平成18年度までは、そういった形で前年度の決算の後、剰余金の積み立てを行ってまいりましたが、三位

一体改革の影響によりまして、平成18年度から国からの公営住宅家賃対策補助金、これが廃止されまして、歳出額が歳入額を上回るようになってしまいました。そのため、平成19年度から利子のみの積み立てを行ってきたところがございます。そういった状況の後、平成21年度から市営住宅の建てかえ事業の財源として、この市営住宅整備基金を取り崩し、平成25年度末で9,667円となり、それ以降は、基金利子のみの積み立てを行ってきたという状況になっております。

平成29年度の状況を見ましても住宅管理に係る歳出額が歳入額を上回っておりまして、これまでのルールでは、基金残高の増加というのは余り見込めないという状況になっております。市営住宅の改修、それに対する財源の確保という観点から、特定目的基金である市営住宅整備基金については、一定の積み立て、これについては改修の検討状況を踏まえて、その基金の積立額、それから原資について検討していく必要があると考えておりまして、そういったところを防災管財課とも十分協議の上、基金の積み立てについて検討してまいりたいと考えております。

それから、次の経常収支比率、それから財政力指数等の他市比較の中で、公債費に係る経常収支比率がやはりまだ他市と比べて高いということで、公債費に対する対策としてどういったことをしているのかという観点から、平成29年度に繰り上げ償還、どういったものをしているのかというご質問をいただいておりますけれども、平成29年度は繰り上げ償還につきまして、大阪府から借りておりました1億2,418万5,589円、これを繰り上げ償還いたしております。市中銀行から借りて

いるものであったり、政府資金の繰り上げ償還については、いろいろと当初の約定の中で繰り上げ償還ができない条項が入っておったり、繰り上げ償還するに当たっては、違約金、補償金が必要という状況もございまして、なかなかこちらが意図する繰り上げ償還というのはできないような状況ではございますけれども、今年度の負担軽減、これを勘案いたしまして、繰り上げ償還できるものについては、財政状況も踏まえながらきちんと繰り上げ償還を検討していきたいと考えております。

それから、借換債に関しましては、平成29年度につきましては、借りかえは実行いたしておりません。

続きまして、予備費についてのご質問でございます。予備費と流用、これの使い分けと申しますか、それぞれの考え方について答弁させていただきますが、まず、予備費については、やはり緊急事態、突発的な事項に対応するため、予備費を流用して執行すると。これが基本であると考えております。

一方、流用は、当初想定した事業の中で状況の変化に応じて対応していく必要があるものについて、各所管課の中で執行の段階で再度、事業の実施の優先順位などを勘案していただいて、こちらの費用を対応が必要な費用に持っていくという際に流用という形で対応していただきたいと考えております。ですから、今回の損害賠償のように担当課からすれば突発的な状況と申しますか、対応が急遽必要なものという特別な事情があるものについて、予備費で対応していきたいと。予備費も予算の一部として当初予算3,000万円を計上させていただきますので、一定の枠がある中で色々なことに対応する必要がご

ございますので、やはり限られたものに予備費を使用していきたいと考えております。

それから、予備費の決算概要での表記です。一応、決算書のほうには当初予算が3,000万円あって、それに対して流用で幾ら減して、最終的な予算現額が幾らという表記がされております。決算書については、地方自治法の施行規則等で様式が定まっております、このような表記にさせていただいているところですが、一方の決算概要、これにつきましては、決算審査するに当たりまして、資料として内容をさらに充実させた形で提出させていただいているところです。

この決算概要につきましてはなかなかレイアウトの制限等ございまして、今のところ、当初予算は表示せず、予算現額のみを表示とさせていただいておりますが、決算概要のレイアウトをこの中での対応ではなく、予備費の充当の調べ、冒頭につけさせていただいておりますけれども、こちらのほうで当初予算額が幾らとか、そういった表記をして、決算審査をしていただくに当たって、充実した資料としていきたいと考えております。

あとこれに関連いたしまして、総務費の主な流用、どういったものがあるのかというご質問がございました。金額の大きいものを幾つか申し上げますと、庁舎整備の総合管理委託の中で、庁舎内の環境調査業務の実施、これが急遽、必要になったため109万6,200円の流用を平成29年度担当課のほうから上げてきております。これにつきましては、目内流用ですので、ここに挙がっている数字とはまた別になってきますけれども、金額の大きなものとしては、そういったものがございます。

そのほか、人事課で非常勤職員の表彰制

度廃止に伴った対応でありますとか、そういった流用が金額的に少し大きなものになっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 それでは、統計要覧の発行について、次回、決算時期に間に合うのかというお問い合わせについてお答えさせていただきます。

今回、平成30年3月に平成29年版を発行後、7月に各課、外部機関等へ統計要覧のデータを照会させていただきました。そうしましたら、最新のデータを多く収集することができました。この更新内容につきましては、ホームページに随時更新版として掲載いたしております。発行時期を変更することで、より新しい情報の掲載が可能となり、また、委員がおっしゃっていただけます決算資料と合わせての発行も可能となることから、今後の発行予定といたしましては、今年度におきましては、従来どおり平成31年3月末に平成30年版を発行し、新たに平成31年9月頃に平成30年度版の発行をいたしたいと考えております。

なお、近隣市の状況といたしましては、箕面市が年度版を決算資料と合わせて9月に発行しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 市たばこ税に関連した部分についてお答えさせていただきます。

平成28年度の市たばこ税の決算額は、たばこ消費基礎人口1人当たり市町村たばこ税収が全国平均の2倍を超えた市町村が、市町村たばこ税都道府県交付制度に基づいて大阪府に交付するものでござい

ますが、それがなぜ平成28年度のものが平成29年度に交付したのかということですが、制度の内容からいたしまして、その超えた部分は翌年度の7月までに都道府県に交付するというようになっておりますので、平成29年6月に補正予算を上げていただきまして、約1億9,000万円、大阪府に対して交付したものでございます。

市たばこ税の状況につきましては、平成27年度と平成28年度が特別でありますので、平成27年度と平成29年度を比較しますと約7,000万円の減になっております。この減の理由につきましては、健康志向の高まりや税率の低い電子たばこの普及などによって減収になったのではないかと考えております。

また、平成30年10月からたばこ税の税率の変更が行われました結果、平成30年度につきましては、一定の増収があるものと今は考えております。

○渡辺慎吾委員長 中西部参事。

○中西総務部参事 それでは、私のほうから空き家の取り壊しを行った場合の税額の変動についてお答え申し上げます。

賦課期日現在で、特定空き家の勧告を受けているにもかかわらず、放置されている家屋、あるいは住宅を取り壊して更地となっている場合につきましては、固定資産税、都市計画税の土地の税額算定に用います課税標準額の特例措置がなくなります。

それに伴いまして、固定資産税、都市計画税ともに上昇することになります。具体的税額の試算としまして、路線価格15万円の道に隣接しています間口・奥行きが10メートルの画地補正がない100平米の土地があったと仮定して試算してみますと、100平米の住宅用地につきまして

は、評価額に対し課税標準額が固定資産税で6分の1、都市計画税で3分の1とする住宅特例がございまして、路線価格15万円掛ける100平米で算出しました評価額1,500万円に対しまして、6分の1、3分の1のそれぞれの特例率を乗じまして得た課税標準額に税率、固定資産税で1.4%、都市計画税で0.3%、それを乗じまして税額を求めます。そうした場合、固定資産税で3万5,000円、都市計画税で1万5,000円、合わせますと5万円の税額となります。

それに対しまして、もし非住宅用地として課税した場合は、負担調整措置によりまして、課税標準額は評価額の7割を上限にするという規定がございまして、住宅用地の特例自体がなくなりますので、路線価格の15万円掛ける100平米、掛ける0.7、掛ける税率という形で税額を求めます。そうした場合、固定資産税額が14万7,000円、都市計画税額が3万1,500円、合わせて17万8,500円となりまして、住宅用地の場合に比べまして、3.57倍、税額が上昇するという形になります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松波室長。

○松波工事検査室長 それでは、年度末に検査が多くなることに対して、工事検査室としてどのような働きかけをしているかというご質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

委員がご指摘のとおり、年度末に検査件数が集中している状況がございまして、平成29年度におきましては、全体の完成検査件数に対する年度末の3月に実施いたしました工事及び設計委託の完成検査の割合で申し上げますと、平成29年度全体完

成検査件数38件中、18件であり、約47%の割合となっております。

工事の工程管理としましては、年度当初に各事業課から事業計画の提出を求めまして、起案時期、工事の期間につきましても確認し、昨年度からは請負工事の発注及び竣工に係る平準化についての文章を総務部長名で各事業課に通知しているところでございます。

また、年度末の工期設定につきましては、3月末日ではなく、基本的にその年度の3月15日を完成日とするように指導しているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 竹下課長。

○竹下水みどり課長 水みどり課に関連するご質問、大きくは3点についてご答弁申し上げます。

まず、農業水路管理事業のしゅんせつ負担金、先ほどご指摘ありました課目名称が非常にわかりづらいということで、確かに委員がおっしゃるように、これは市民団体が清掃等を行っております。

一方、排水路費で計上させてもらっていますのが、しゅんせつ委託料として予算計上しております。これどちらがどうなのかというのは非常にわかりづらいと思いますので、予算科目の名称については、できれば来年度、是正してまいりたいと考えております。

そして、45万円の不用額に戻りますが、これについては、地元水利組合、13団体が現在、地域の水路のしゅんせつや除草、清掃を年1回から2回、実施していただいております。活動に対して参加者一人につき3,000円を団体に支出しております。不用額については、当初予算額を平成22年度実績の600人ベースとして算定し

ておりましたが、平成29年度の参加者が450人に減少したことにより不用額が発生したものでございます。

予算につきましては、団体の実際の清掃回数や活動人数、この把握が非常に困難なところがございましたので、減額いたしておりませんでした。過去5年の推移を見ましても減少傾向にありますので、参加者の高齢化や長期的な担い手の不足が原因と思われるので、団体の代表者から実態もお聞きしながら現状に見合った予算額を検討してまいりたいと考えております。

2点目の河原樋ポンプ場、それから五久樋ポンプ場の運転管理業務委託、これについては委員がご承知のように、このポンプ場自身は淀川よりくみ上げて、鳥飼地域から一津屋地域などの農地に農業用水を送水するためのポンプ施設でございます。

業務委託では、ポンプゲートの運転操作、それから各機器の点検業務、施設内の清掃などについてシルバー人材センターへ委託しております。

委託仕様書では、ポンプの運転日誌、これについては毎月の提出は規定しております。しかしながら、各設備の点検項目や報告書の提出については、求めているのが現状でございます。

最後に、新幹線公園から鳥飼八町までのさくらづつみ事業の件ですが、その前に新線組の活動状況ということについてご答弁申し上げますと、新線組自身は、これも委員がご承知のように公園内の清掃の美化活動でしたり、公園の入り口付近で花壇のほうも植栽をされておられて、緑化活動にも励んでおられました。

ただ、かなり高齢化してきたということも原因で、現在では活動を停止されていると聞いております。

これの植栽した樹木の管理、これについては、まずはさくらづつみ事業のほうから説明させていただきますと、平成21年度から平成24年度の期間において、新幹線公園から鳥飼八町区間まで、茨木市域を含む1,730メートル神安土地改良区の水路用地に桜を植栽してまいりました。また、桜の管理につきましては、樹木の間隔も適切に植栽しており、日照でも良好な環境でございますので、樹木の点検を行っておりますが、現在のところ、特に剪定等の作業は行っておりません。

次に、茨木市につきましては、河川で分断された飛び地でもありますので、この植栽については特に意見もなく了承いただいているところでございます。また、土地所有者である神安土地改良区にも、もともと神安土地改良区とさくらづつみについては、協働で進めておりましたので、快く占用を認めていただいているという状況でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、私のほうから土木維持作業業務委託における上半期、下半期のそれぞれの委託先及びその土木維持作業の業務の内容についてお答えいたします。

まず、土木維持作業業務委託では、市の管理する道路や施設において必要となる日常的な維持作業を実施しております。作業内容に応じて2名もしくは3名の班体制で、大体1日3班体制で要望等に対応する日常作業に当たっております。

平成29年度の委託先でございますが、事務報告書245ページに記載がございます。委員がおっしゃいましたように上半期、下半期に分けて発注しておりますが、

上半期につきましては、株式会社永商興産、下半期につきましては、株式会社喜栄建設、それぞれ指名競争入札で業者が決定しております。

また、その内容でございますが、同じく事務報告書244ページに、作業内容・処理件数が記載しております。ごらんのように内容につきましては多岐にわたりますが、その主な内容といたしましては、1行目、残土処分、これは地域の美化活動等の発生する残土の回収が主になっております。5行目の道路清掃、これは草刈りとか、あと道路の飛散物等の道路清掃をこちらで行っております。その下の道路施設修理、これは車どめや柵、これらの修理あるいは塗装、あと舗装の部分的な修繕もこちらに含まれております。あと10行目になりますが、不法投棄物及び公園ごみ回収といったところで、年間の処理件数といたしましては、合計、平成29年度は870件ということになっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、報償費の予算額と決算額の差異についてお答えいたします。

平成29年度、報償費につきましては、当初予算額は436万1,000円となっております。内容につきましては、消防団員退職報償費が主なものとなっております。この積算根拠といたしまして、直近の実績値であります平成27年度の報償費の決算額426万3,604円の退団実績をもとに積算したものとなっております。また、平成29年度の報償費の決算額につきましては270万1,613円となっており、執行率は約62%となっており、平成29年度の3月末を退団日とするこ

とから、補正するいとまがなく165万9,387円の残額となったものでございます。消防団には、現在のところ定年制がなく、地域の事情に応じて、異動等につきましては地元消防分団にお願いしており、各分団の事情もあり、なかなか予算要求時には次年度末の退職者数を把握することができないのが現状でございます。今後は、直近の実績だけを積算根拠とするのではなく、退団者数の推移等さまざまな要素、各分団の意見等を踏まえまして、より適正な予算計上に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、報償金についての記載についてでございますけれども、報償金は各年度における消防団員退職者に対する退職報償費、消防団員の勤続表彰及び前年度退職者に対する表彰記念物品等の購入代が主なものとなっております。報償金として、退職報償費、表彰物品等購入を合わせた額の記載となっております。報償金の内訳としましては、消防団退職報償費として259万7,000円、それと表彰物品等購入費が10万4,613円となっております、その合計が270万1,613円となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 竹下課長。

○竹下水みどり課長 先ほど私が答弁した中で河原樋ポンプ場それから五久樋ポンプ場についてシルバー人材センターと、今後どのような形でやっていくかというご質問の答弁が漏れておりましたので、改めて答弁申し上げます。

今後、この設備の点検項目報告書についてなんですけれども、委員がご指摘のように、点検項目に基づいた点検表の作業については各設備の点検漏れやミスをなくす

ことになりますので、設備の故障などを未然に防ぐことにもなります。また、報告書を提出させることで我々も具体的に点検内容が把握できますので、早期に改善ができるようシルバー人材センターとも協議を行いながら、各種設備の点検項目などを検討しまして、チェック表を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 まず、寄附金で総務課の一般寄附につきましては、松方課長からご答弁あったとおりでございますけど、財政課長から答弁いただきましたように、各課にまたがっている部分についてはやはり目的寄附ということ、これは共通の認識でよろしいんですね。目的寄附ならば、各課でそれぞれが受領した中で、寄附をした本人の意思に基づいて事業が執行なされているかということが今度問われてくると思うんです。その中で、一般寄附である総務課のところを受付を行っているふるさと納税の部分については、やっぱりまちをよくしていただきたいという善意の印の中で納税をしていただいている方たちに形を見せるためにも、これから事業をそういうふるさと納税で行いましたというような何らかの形が残ることを今後検討していただいたらどうかなと思います。一般寄附と目的寄附は来年度からはこの資料は明確になっているということで理解しておきます。

それから、防災管財課で市営住宅の関係で、財政課と防災管財課の関係をちょっと分離して質問していたんですけれども、もう一括して質問をしたいのは、要は市営住宅の平成29年度の収入総額が9,039万5,815円なんですね。それで、目的

基金への積み立てるルール化を谷内田課長からご答弁されましたけど、平成29年度は家賃収入が約9,000万円あって、歳出は、当初予算で約1億4,000万円のうちの約1億1,800万円一津屋は第1団地の改修工事であって、実際に一般経費で使っているのは、指定管理者制度で使っているのが千数百万円ですね。それで、あとは経費関係となるので、毎年必要経費として見ていくのは2,500万円前後を見ていたら十分必要経費でいけるだろうと。だから、歳入引く歳出で5,000万円は家賃収入の中で残ってくるから、そのうちこれまでの公債費もあるけれども、一括返済できなかつたらこれを目的基金の中に積み立てたらどうですかと言っているんですよ。だから、さっきの答弁でいきますと、平成29年度だけを捉まえて説明していたけど、あれは一津屋第1団地の20年に1回の大規模改修があったからこの年度だけは歳入と歳出が逆転しているんですけど、毎年のもを見ていったら、きちんと歳入部分でプラスになっています。それを部分的に基金に積み立ててくださいというのと、それから防災管財課のほうで入居者に対しては家賃のまず3か月分が保証金で入りますよね。最低退去するときにはその保証金をどれだけ住宅が傷んで内装にかかるのかわかりませんが、原則保証金だから全額返さないといけませんよね。ほんなら、基金の中に今の居住者205人の保証金は一斉にやめてでも持っておかないとあかんですよ。民間ですとこれはどえらいことになるんですよ。保証金を預かっていて、その保証金が用途不明金というか、どこにプールされているんですかといったら、本来は持っておかないといけませんよね。だから、そういう概

念の中で基金の積み立てを含めて考え方はどうですかと。一津屋第1団地が平成9年に建設されて、一津屋第2団地が平成11年に建設されているんですよ。予定でいくと、2年後には一津屋第2団地も大規模改修をやらなければならないんですね。そのときに基金がゼロなんです。だから、改めて基金の考え方を述べていただきたいと思います。

それから、市営住宅でやっぱり気になるのが822万2,000円の収入未済額があって、この部分についての滞納者で一番多く滞納されている方でどれだけ減ったのか。一時170万円ぐらいを一人で滞納された方がいたように記憶していますよ。その方は現在どれぐらいの家賃が残って、現状としてはもう回収不可能な状態なのか。その方に対してやっぱり手を差し伸べることも必要ではないのかなと思っ

ていまして、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、この市営住宅に関してはもっといっぱいあるんですけどね、政策空家に対してでも実際に今年度のことをお話をするとぐあい悪いんですけど、台風が来た9月4日に鳥飼本町4丁目で火災になって一時避難しなければならない方々を鳥飼八町団地にご案内したところ、ここでは一時避難で住みたくない。こういったことを言われているのも実態であって、そのご近所の方々もやっぱりそういう状況でいると思うんですよ。それを名目だけの政策空家として位置づけて、実際には運用もされないのが本当に政策空家でいいのかと私は思います。実際に政策空家として残さなければならないのだったら、誰が来てでも、一時避難でも、やっぱりここで避難しとこうかと思えるぐらいでない。今後

検討していったら、平成32年度まで検討していったら、摂津市の動きからいったら3年後、5年後の工事になってくるといことは10年先のことになりまますよ。それだったら、今、政策空家として確保しておくんだったら何ぼかの利用もしながら、ほんまに被災された方々は行先がなくて本当に困っている中で、鳥飼八町団地を紹介されても入れるような状況ではないと思います。こういった政策空家を持つんだったら、誰でもがそこで一時避難しておこうかという気持ちになれるような状態に改修をお願いしたいと思うんですが、どうですかね。

それと、市債発行の基金の考え方、今の答弁では後出しで、社会資本整備もいつまで社会資本整備が認められるか今わからないような状況なんですよ。安倍政権だから社会資本整備という名目の中でいっぱいやってきています。それで、今回実際にやったのが7,100万円の市債だけであって、結局基金に積み立てていませんでしたって。私は、基金に積み立てておきなさいよと。やり方としては、保証金を積み立てる方法もあれば、これからの住宅改修の目的で積み立てる場合もあるし、墓地管理事業なんかは、使用者が最初に2万5,000円を支払います。それで、墓地全体の維持費としては、8万5,000円かかりまして、墓地管理基金に百数十万円が積み立てられています。こういった目的基金は、その目的に合った基金の運用にしておかないとあかんのですよ。僕は、最低保証金見合い分は一括で積み立てたらどうやねんと。出ていくときの保証金はありません、返す金額はありませんって、お金には名前書いてないですよ。保証金を預けていますやんかと、その保証金

はどこにあるんですかという。いや、一般財源でもうどこに使っているかわかりませんと、これが今の実態なんですよ。

それと、余り時間がないから、一、二点だけ。予備費と流用の問題で、これは谷内田課長が最後にぼそぼそと答弁していたのは、114ページの流用の要は予算現額と決算額と不用額、この項目の中に当初予算額が記載できていませんでしたというような答弁やって、実際にやっぱりそこは認めているんですね。だから、予算現額は3,000万円が正解なんですよ。それで、その決算が37万9,400円、不用額が2,962万600円でしたと。予算書を見たらそうなっていて、もう一つは監査の資料を見てもそうなっているんですよ。それで、決算概要を見ると当初予算額の部分がなくなって、予算現額が入っているんですよ。だから、これは本来は3,000万円が正解だと思うんですよ。それで、お金の動きについては予備費ということで2件はきちんと議会承認をいただいて、款項目の中でのどれに損害賠償額を執行していったかというやつがそこに載っているから、数字的には合ってきているのは事実なんです。最後の最後でよくわからんような一覧表になっている。何でそうなっているのか教えてください。

それと、あとはちょっと確認だけしときますね。基幹統計調査の統計要覧は来年度のこの時期にはきちんと事務報告書と同じように年度をそろえて出せるということで理解しました。

それと、固定資産税について、今の報告によると居宅が建っている土地の税額から居宅を取っ払ったときの税額が、固定資産税だったら4倍から4.5倍に上がりますよ、都市計画税でも2倍ぐらいになると。

1万5,000円が3万1,500円に上がると。それで、5万円から17万8,500円に上がるから、空き家対策でやっていただいているのに、一つの解体できない理由みたいになっています。解体して更地にしておいて次に目的がなかったら、税額が上がってしまうから。だから、そういうことを固定資産税課と建築課で、市民が不利益をこうむらないためにどうしたらいいかというのを一度また検討してください。これの答弁は結構です。

それから、工事検査室の件は、土井部長のほうに確認したいんですが。今回、私は工事検査室に対する質問をしながら、道路管理課を主体にやっていたんです。ところが資料を見ていくと、やっぱり道路管理課から、建築課から、もともと当初予算が組まれて、それで設計がなされて、建設を行って、それからあと竣工を迎えるに当たって、それが途中で仕様の変更になって工事着手が相当おくらしている案件が多々見られます。今言いましたように、工事検査室は総務部長名をもって各課のほうに工事が集中しないように通知を出されているということですが、建設部全体として工事管理はどのようにやられているのかお答えいただけますか。

あと、もう1件が公園の維持管理で、新幹線公園の関係で、あそこは約1.7キロにわたってさくらづつみがなされて、実際に法尻から堤防のほうまで摂津市が維持管理をしているというのが現状だと思うんですね。僕らも余りわからないけど、河川法で見ると20年間専有していたらそれなりに協議もできるというようなことを伺ったんで、JR東海の関係もありますけど、将来的にそういったことを摂津市域との境界を整理できないものかと私は思

っております。きょうは一応投げかけだけしておきますので、答弁は要りませんが、ああいういびつな市域の区割り、茨木市と摂津市の境界を今後整理していく必要があるのではないかという私は思いを持っておりますので、また改めてこの件については調査した上で質問していきたいと思っておりますけど、そういう事実関係をお互いに整理をしておきたいということで要望しておきます。

消防本部につきましては、なかなか退職者はわからないかもわからないけど、共済からおりる部分だから申請したらそれなりにおりてくることになっていると思っておりますけど、やっぱり予算管理とね。退職補充ということもやっぱり見据えなければならぬので、消防団の方々がやむなく退職する方々もおられるかもわかりませんが、それなりにやっぱり把握をしながら。それで、欠員ができたらずぐに補充ができる体制をとらないとあかんで、その辺もまた今後検討しておいてくださいね。

以上で、2回目終わります。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、市営住宅についてのお問いにお答えいたします。

まず、収入未済額822万2,000円について、滞納の方を具体的にというお話なんですけれども、ここで申し上げられるところまで申し上げますと、一番滞納がある方で大体150万円強ぐらい、160万円切れるぐらいの額がございます。ケースといたしましては事業に失敗されてというところがございますして、分割誓約をいただいている分割で納めていただいておりますが、現在の家賃もございまして、分割も滞ったり払ったりを繰り返しております、額としてはふえも減りもしないよ

うな状態を数か月間続けておられます。

あと、政策空家の件なんですけれども、誰が来てもすぐに入っていただけるような状態をつくるというのは当然のことなんですけれども、現在まだ部屋の中が掃除が行き届いていなかったり、若干床がきしむ部分もございますので、このあたりはメンテナンスに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、市営住宅の積み立ての件につきまして、数字を追って、もう一度ご説明させていただきたいと思っております。

歳出のほう、住宅管理費改修工事があったということで委員からもご指摘いただいておりますけれども、決算書の住宅管理費決算額1億1,312万59円、これが住宅管理費の総合計になっておりますが、ここから改修工事8,360万2,800円それから改修工事に係る管理委託324万円、これを差し引きまして、あと市営住宅に係る公債費、これが平成29年度で7,035万5,092円ございました。内容といたしましては、決算概要の20ページをご覧くださいと思うんですけれども、こちらのほうに(8)の公営住宅という欄がございますが、こちらのほうで元金が5,800万円余り、それから利子が1,200万円近くということで、合計7,035万5,092円あるという状況になっております。これを住宅管理費から改修工事費管理委託料を差し引いて公債費を合計いたしますと9,663万2,351円という数字になってまいります。一方、収入のほうは家賃収入、それから光熱水費負担金、入居者負担金、これらの三つ

の合計が9,265万1,978円となっております。歳入よりも歳出のほうが多い状況ということになっております。先ほども申し上げましたように平成29年度もやはり歳出のほうが多いという形になっておりますので、委員からもご提案いただいておりますように、基金の積み立てのルールにつきましてはこれまでのルールとは少し違って、別のルールを検討していく必要があると考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 井口総務部長。

○井口総務部長 それでは、予備費の件でご答弁申し上げます。

確かに行政委員会事務局が出しておられます決算意見書につきましては、決算書をもとに審査した結果ということで、決算書に基づく表記をされておられます。会計室のほうでつくられました決算書につきましては、当初予算で3,000万円という表記になっております。一方で財政課がつくっておりますこの決算概要につきましては、参考資料という位置づけでございますけれども、よりわかりやすく事業内容が皆さんにご理解いただけるようにという形でつくっているんですけれども、逆に簡略し過ぎてわかりづらくなっているのも実態でございます。今後、参考資料でございますので本当に参考になる資料かどうかということをもう一度原点に戻って、表記についてももう一度精査していきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 土井部長。

○土井建設部長 それでは、道路工事の管理についてのご質問にお答えさせていただきます。

道路の工事発注につきましては先ほどありましたように、できるだけ早く発注す

るようにとの通達もある中で、当初から決まっている工事につきましては順次発注をするように努めているところです。特に舗装の補修につきましては、おおむね年間で7か所ほどの舗装工事をやっており、1か月ごとに順次発注しているような状況でございますけれども、やはり現場での調整などもありまして中には当初どおりいかない工事、若干ずれる工事もあるという状況でございます。また、道路の修繕につきましては、いろいろその時々で発注する工事でございますので、どうしても上半期で処理をするというような対応はなかなか難しく、また、予算の執行状況によってはどうしても年度末に工事が重なってしまうというようなこともございます。しかし、工事発注につきましては、やはり3月末の工事が集中しますと担当者も非常に業務上大変な状況にもなりますことから、これからもできるだけ計画的に、できるだけ前倒しで工事を発注していけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 公営住宅の基金についてはなかなか理解を示してくれなくて、もうちょっとしっかりと基金を積み立てていくという答弁を期待していたんだけど、その財政運営の昨年度の話を見せてもらうと、公営住宅の現在高は確かに7億8,395万1,204円、この発行が7,100万円です。元金償還が5,837万円の元金償還です。市債を発行するときの原理原則としては、全体の市債発行額の元金を超えない市債発行額に定めよと言っているのはトータル的には理解します。私は教育委員会にしてでも、各部門に関して市債を発行するんだったら元金償還を上回

らない借入れをね、そういったことを原理原則としながら、今日まで質問してきたつもりなんですよ。今回の場合は元金償還を大幅に上回った予算だったので、もともと9,000万円ね、あなた方がそこまで私が質問しているやつに対して抵抗されているんだったら、私はその基金のあり方を新たに聞きたい。市債の発行は、もともとその市営住宅の三島団地を建てるときにおおよそ予想がされていたので、我々は基金の積み立てをやりましょうよと、市債の発行額はできるだけ抑えておこうやんかということで、国の補助金をもらいながらやってきた。今の答弁を聞いていたら、僕の質問が全くおかしいと言われているような答弁にしか聞こえへんかった。もう一回言いますが、基金の運用、今1万円しかないものを今後どないしてやっていくのか。それから保証金、市民からいただいている保証金はどこにあるんですか。これについて1点は、市債の発行額が元金を上回らない発行以上に発行したこの一つの実事。それから、公営住宅の保証金の3か月分、205世帯の本来プールしとかなければならない保証金、今後市営住宅建設並びに大規模改修のための予算充当をどない考えているのか、明らかにご答弁いただきたいと思います。先ほどの答弁だったら、私は何か質問していることをばかにされているように聞こえたので、改めて整理してご答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時 休憩)

(午後3時28分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、市営住宅の

整備基金について、お答えいたします。

委員からもご指摘いただいておりますとおり、市営住宅整備基金の重要性につきましては認識しております。今後、一津屋第2団地の改修等も控えております。そういった状況も踏まえながら、きちんと財源の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、入居時の敷金につきましては、現在、歳計外として管理いたしておりますけれども、これも合わせまして、基金の積み立てをし、管理していくことを検討していきたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 平成29年度の決算ということで、今まで重複した質問等々も踏まえて、絞ってということで、2問だけにさせていただきたいと思っております。

1点目は、決算書の26ページのところで、不納欠損額が計上されております。今回、この不納欠損を処理された内容について、お尋ねをしたいんですが、平成28年度につきましては、不納欠損の処理に当たっては、この地方税法第15条関係による執行停止、また、5年間時効による消滅ということで、二つが事務報告書に記載されているわけでございますけれども、平成28年度におきましては、5年間時効による消滅のほうが多いということでありましてけれども、この平成29年度につきましてはその逆で、地方税法15条による部分が全体の約4分の3で、5年間時効による消滅が約4分の1ということになっておりますけれども、この不納欠損を処理した内容とこれまでの対応の取り組みについて、

お尋ねをしたいなと思います。

2点目なんですが、決算概要の128ページのところで、消防署の部分でございます。

救助活動事業という中にありまして、消防器具費が購入されているという決算になっておりますけれども、この購入された内容について、お尋ねをしたいなと思います。

以上、2点です。

○渡辺慎吾委員長 早川課長。

○早川納税課長 それでは、不納欠損について、ご答弁申し上げます。

不納欠損額が増加した主な原因としては、執行停止後に即時消滅としたものに、高額なものが数件あったことによるものです。

内容としては、個人市民税で850万円を超えるものが1件、固定資産税・都市計画税で650万円超えが1件で、どちらも破産終了や相続人がいないことにより徴収不納と判断し、執行停止の手続を行うとともに、今後の徴収見込みも皆無であることから即時消滅とし、不納欠損処理を行ったものです。

ただ、平成24年度以降の傾向としては、金額、人数、件数ともに減少の傾向にあり、平成24年度と比較させていただきますと、約4,600万円、60%の減となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 幸田課長。

○幸田警防第1課長 村上委員のご質問に係る救助活動事業の消防器具費の内容についてでございますが、空気式自立型救助マットと水難救助活動用のウェットスーツ3着を購入しております。

まず、空気式の自立型救助マットでござ

いますけれども、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令というのがございまして、それで、備えなければならない救助器具として定められております。

高所からの緊急的な脱出、自損行為や転落事故の可能性がある場合に、その下で使用するというものでございます。

購入の経緯につきましては、平成2年の救助工作車更新時、これから特段、期限を決められておりませんでしたけれども、愛護的に使用してございまして、救助資機材の一つとして、約27年間使用してございましたけれども、万が一の修繕対応ができる業者がもう存在しないこと。あと、経年劣化、それを勘案して更新いたしました。

また、水難救助用のウエットスーツでございまして、水難救助現場におきまして、水上オートバイや水難救助艇であるシーレッドでの活動、水中に潜水しての救助活動ですね、それらの災害現場に備えた潜水訓練等に使用しております。

平成28年度から平成30年度にかけて、3か年で3着ずつ購入する計画になってございまして、計9着、購入の計画になってございまして、平成29年度は3着の購入です。

この理由につきましては、平成8年購入のものが2着、平成18年度購入のものが5着、計7着あったんですけれども、災害現場での痛みや経年劣化によるファスナー部分等の破損等が頻回に生じてございまして、メーカーが示しておる製品の耐用年数でもある5年を大幅に経過しておったということもあって、迅速な救助活動や隊員の安全管理に支障があると判断し、更新に至った次第で購入しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 村上委員。

○村上英明委員 では、それでは、1点目の税の関係でございまして。

今回、平成29年度で見れば、この市税全体で見れば、予算額よりも決算額のほうを上回っているということであれば、いろいろと手だてをされたというか、努力をされた部分も、この市税収入という面ではあるのかなと思うんですが、この不納欠損等々もそうなんですけれども、やはり、極力、不納欠損等にならないような取り組みというの、一部では大切なのかなと。

市民の方々、この税の負担の公平性、また、使用する公平性等々踏まえれば、これからはしっかりと不納欠損対応を、やむなしという方もおられるかもしれませんが、そういう丁寧などいいますか、その資産状況をしっかりと踏まえながら、これはしっかりとこれからは取り組んでいただきたいなということで、要望とさせていただきます。

次の消防の部分でございまして。

救助活動事業ということで、この消防器具費、耐用年数を超えているウエットスーツ等々を購入されたと、あと、空気式の自立型マット等を購入されたということでございまして、これは、消防器具費ということではないんですが、平成29年6月に旧の味舌小学校の取り壊し等々がございました。

その部分の建物を使って、救助訓練等々されたと思うんですが、そのときの内容などをお尋ねしたいなと思います。

○渡辺慎吾委員長 幸田課長。

○幸田警防第1課長 村上委員、2回目のご質問の旧味舌スポーツセンターを活用した訓練についてお答えいたします。

実施期間につきましては、平成29年6月5日から6月13日までの9日間で、撰

津市消防署が14回、延べ87名、吹田市消防本部にも参加を呼びかけましたところ、12回、延べ48名の隊員が参加されております。

訓練した内容につきましては、ブリーチング、コンクリートに穴を打って救出するような訓練なんですけれども、救助技術を用いた訓練、窓からの降下訓練、教室を密閉して、煙を充満させ、屋内を検索するような訓練、三連はしごを用いた訓練等、取り壊しの予定の建物であっても、いかに最小限の破壊で最大の効果があるかということを考えながら活動することができて、また、取り壊し予定であるからこそできた、災害を想定した訓練、壊すということができたということであって、参加隊員からは、またとない貴重な経験ができたとの意見が多数ございました。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 村上委員。

○村上英明委員 そういう建物を使っての訓練って、そう回数がないということで、貴重な訓練になったのではないのかなと思います。

これは、こういうことは有事として、ないことを願うばかりなんですけれども、そういうことがあったときのために、やはり、こういう解体できるというか、そういう計画のある建物を使ったこういう訓練というのは、市の訓練として、本当に必要なことだと思うんですね。

そういう意味で、要望とさせていただいておりますけれども、こういう公立の建物等々については、数も少ないということで、例えば、建築課と連携を取りながら、民間の建物、解体するような、そういう情報があれば、それを、例えば使わせてもらおうとかいうことも含めて、これから検討をして

いっていただきたいなということで、要望として申し上げておきます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 村上委員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

以上で総務部、建設部、消防本部所管分の質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後3時39分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 南野 直司